

平成 1 1 年定例第 3 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 1 年 9 月 1 6 日

閉 会 平成 1 1 年 9 月 3 0 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成 1 1 年第 3 回
 新得町議会定例会 （第 1 号）
 平成 1 1 年 9 月 1 6 日（木曜日）午前 1 0 時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第 1 号）
		町長行政報告
3	認定第 1 号	平成 1 0 年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
4	認定第 2 号	平成 1 0 年度新得町水道事業会計決算認定について
5	議案第 5 3 号	公平委員会委員の選任同意について
6	議案第 5 4 号	教育委員会委員の任命同意について
7	議案第 5 5 号	社会福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第 5 6 号	一般廃棄物処理場条例の制定について
9	議案第 5 7 号	陶芸センター条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第 5 8 号	農道離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第 5 9 号	町道の路線認定について
12	議案第 6 0 号	図書館条例の制定について
13	議案第 6 1 号	平成 1 1 年度新得町一般会計補正予算
14	議案第 6 2 号	平成 1 1 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
15	議案第 6 3 号	平成 1 1 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
16	意見案第 6 号	道路特定財源等に関する意見書
17	意見案第 7 号	新たな畑作基本政策の確立並びに平成 1 1 年産畑作物価格決定に関する要望意見書

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
18	意見案第 8 号	「30人以下学級」実現等教育予算の増額を求め義務教育費国庫負担法を改変することに反対する意見書
19	意見案第 9 号	地方分権の推進と自治体財政確立のための地方税財政改革を求める意見書
20	陳 情 第 1 号	今日の教育危機を打開するため、国の責任で30人学級の実現のための新たな定数改善計画を策定するとともに、私学助成の削減に反対し、教育予算の拡充を求める意見書採択の陳情書
21	陳 情 第 2 号	「介護保険制度」の改善等を求める意見書採択の陳情書
22	陳 情 第 3 号	年金制度の改善を求める意見書採択の陳情書

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

町長行政報告

- 認定第1号 平成10年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成10年度新得町水道事業会計決算認定について
- 議案第53号 公平委員会委員の選任同意について
- 議案第54号 教育委員会委員の任命同意について
- 議案第55号 社会福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 一般廃棄物処理場条例の制定について
- 議案第57号 陶芸センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 農道離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 町道の路線認定について
- 議案第60号 図書館条例の制定について
- 議案第61号 平成11年度新得町一般会計補正予算
- 議案第62号 平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第63号 平成11年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
- 意見案第6号 道路特定財源等に関する意見書
- 意見案第7号 新たな畑作基本政策の確立並びに平成11年産畑作物価格決定に関する要望意見書
- 意見案第8号 「30人以下学級」実現等教育予算の増額を求め義務教育費国庫負担法を改変することに反対する意見書
- 意見案第9号 地方分権の推進と自治体財政確立のための地方税財政改革を求める意見書

- 陳情第1号 今日の教育危機を打開するため、国の責任で30人学級の実現のための新たな定数改善計画を策定するとともに、私学助成の削減に反対し、教育予算の拡充を求める意見書採択の陳情書
- 陳情第2号 「介護保険制度」の改善等を求める意見書採択の陳情書
- 陳情第3号 年金制度の改善を求める意見書採択の陳情書

○出席議員（17人）

1番	川見久雄君	2番	藤井友幸君
4番	千葉正博君	5番	宗像一君
6番	松本諫男君	7番	菊地康雄君
8番	斎藤芳幸君	9番	廣山麗子君
10番	金澤学君	11番	石本洋君
12番	古川盛君	13番	松尾為男君
14番	渡邊雅文君	15番	黒澤誠君
16番	高橋欽造君	17番	武田武孝君
18番	湯浅亮君		

○欠席議員（1名）

3番 吉川幸一君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄君
教育委員会委員	長	高久教雄君
監査委員		吉岡正君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木政輝君
収入	役	清水輝男君
総務課	長	畑中栄和君
企画調整課	長	長尾正君
税務課	長	秋山秀敏君
住民生活課	長	西浦茂君
保健福祉課	長	浜田正利君
建設課	長	村中隆雄君
農林課	長	斉藤正明君
水道課	長	常松敏昭君
商工観光課	長	貴戸延之君

児 童 保 育 課 長	富 田 秋 彦 君
老 人 ホ ー ム 所 長	長 尾 直 昭 君
屈 足 支 所 長	高 橋 昭 吾 君
庶 務 係 長	武 田 芳 秋 君
財 政 係 長	佐 藤 博 行 君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	阿 部 靖 博 君
学 校 教 育 課 長	加 藤 健 治 君
社 会 教 育 課 長	高 橋 末 治 君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	小 森 俊 雄 君
---------	-----------

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	佐 々 木 裕 二 君
書 記	桑 野 恒 雄 君

開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員は、3番、吉川幸一君の1人です。
ただいまから、本日をもって招集されました平成11年定例第3回新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時01分）

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。
議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、9番、廣山麗子君、10番、金澤 学君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日から9月30日までの15日間といたしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月30日までの15日間と決しました。

諸般の報告（第1号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。
別紙お手もとに配付したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 9月3日、臨時第5回の町議会以後の行政報告を行います。
9月4日から6日にかけて、本町の開拓100年に出席するために、札幌新得会、

東京ふるさと会、五ヶ瀬町、東根市からそれぞれ多くのかたがたが本町に来町されております。

また9月6日には、横山製粉株式会社の社長並びに雲海酒造の社長がそれぞれ表敬訪問されまして、席上100年にかかわっての多額のご寄附をいただいているところであります。

2ページにまいりまして、9月7日には、開拓者をたたえる碑の除幕式と併せて、開拓記念100年祭、引き続きまして開拓100周年記念式典を実施いたしました。多くのかたがたのご参加をいただき、またその前後には記念事業が執り行われまして、そのいずれもが盛会りのうちに終了いたしました。100年という大きな節目を飾るにふさわしい記念事業であったと考えております。町民の皆様がたのその間のご協力、そしてまた職員の努力に対しましても、本席より敬意を表するしだいであります。

3ページにまいりまして、9月9日には平成10年度の本町の各会計の決算審査が行われまして、その意見書の提出をいただいております。

9月10日には、敬老会を実施いたしました。

9月13日には、故、太田辰夫氏の特別叙勲の伝達が行われまして、地方自治の功績により叙勲が伝達をされました。

以上であります。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

日程第3 認定第1号 平成10年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、認定第1号、平成10年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については全議員中、監査委員、川見久雄君と、議長、湯浅 亮を除く16名の議員をもって構成する新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については16名の議員をもって構成する新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第4 認定第2号 平成10年度新得町水道事業会計決算認定について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、認定第2号、平成10年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については全議員中、監査委員、川見久雄君と、議長、湯浅 亮を除く16名の

議員をもって構成する新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって本件については16名の議員をもって構成する新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえの審査をすることに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第5 議案第53号 公平委員会委員の選任同意について

議長(湯浅 亮君) 日程第5、議案第53号、公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政輝 君 登壇]

助役(鈴木政輝君) 議案第53号、公平委員会委員の選任同意について、公平委員会委員に新得町2条南4丁目4番地、中村幸一氏を選任したいので、地方公務員法第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

中村幸一氏は、昭和14年生まれの現在60歳であり、昭和32年から平成10年まで新得町農協に勤務され、退職後は町内会長や社協理事を務めるなど、人格・識見とも優れ、公平委員会委員として適任でありますので選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものであります。

[助役 鈴木 政輝 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 説明が終わりました。

本件は人事案件につき、質疑討論を省略し投票をもって行いたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしというお声がございませぬので、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長(湯浅 亮君) ただいまの出席議員数は17人ありますが、議長を除くと16人あります。

立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、4番、千葉正博君、5番、宗像 一君、6番、松本諫男君の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、4番、千葉正博君、5番、宗像 一君、6番、松本諫男君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

議長（湯浅 亮君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は、公平委員会委員の選任同意を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じ順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

議長（湯浅 亮君） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 投票もれなしと認めます。

投票が終了いたしました。

これから開票を行います。千葉正博君、宗像 一君、松本諫男君、開票の立会を願います。

[開 票]

議長（湯浅 亮君） 投票の結果を報告いたします。

投 票 総 数 16票、

そのうち有効投票 16票、

有 効 投 票 中

賛 成 15票、

反 対 1票、

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第6 議案第54号 教育委員会委員の任命同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第6、議案第54号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第54号、教育委員会委員の任命同意について、教育委員会委員に新得町屈足緑町1丁目32番地、小笠原一水氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

小笠原一水氏は、昭和25年生まれの48歳であり、教育委員会委員として平成3年3月から8年6か月この職にあり、9月30日任期満了となりますが、引き続き任命い

たたく議会のご同意をお願いするものであります。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 説明が終わりました。

本件は人事案件につき、質疑討論を省略し投票をもって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしというお声がございますので、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長(湯浅 亮君) ただいまの出席議員数は17人ではありますが、議長を除くと16人です。

立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、7番、菊地康雄君、8番、斎藤芳幸君、9番、廣山麗子君の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、7番、菊地康雄君、8番、斎藤芳幸君、9番、廣山麗子を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

議長(湯浅 亮君) 投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

議長(湯浅 亮君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は、教育委員会委員の任命を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じ順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

議長(湯浅 亮君) 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 投票もれなしと認めます。

投票が終了いたしました。

これから開票を行います。菊地康雄君、斎藤芳幸君、廣山麗子君、開票の立会を願います。

[開 票]

議長(湯浅 亮君) 投票の結果を報告いたします。

投 票 総 数 16票、

そのうち有効投票 16票、
有効投票中
賛成 15票、
反対 1票、

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第7 議案第55号 社会福祉基金条例の一部を改正する条例の制定
について

議長（湯浅 亮君） 日程第7、議案第55号、社会福祉基金条例の一部を改正する
条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、浜田正利君。

[保健福祉課長 浜田正利 登壇]

保健福祉課長（浜田正利君） 議案第55号、社会福祉基金条例の一部を改正する条
例の制定についてご説明いたします。

1ページめくっていただきまして、提案理由であります。現在の条例は平成2年1
2月議会において、町民の社会福祉の増進を図ることを目的といたしまして、制定され
今に至っております。

その後、この約10年間の間には地域における人口の高齢化や、少子化の進展に伴い
保健・医療・福祉の各分野の連携による行政サービスの推進が更に強く求められている
ことから、基金の設置目的に保健・医療を追加しようとするものであります。

もとに戻りまして、改正内容についてご説明を申し上げます。

まず題名を社会福祉基金から、保健・医療・福祉基金条例というふうに改めます。こ
れに併せて、基金の設置目的を明記してあります第1条の全文を改め、また第5条の基
金の処分手続きについても、条文を整理するために同じく全文を改めようとするもので
ございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。よろしくご
審議のほどお願い申し上げます。

[保健福祉課長 浜田正利君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第55号を採決いたし
ます。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。
よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号 一般廃棄物処理場条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第8、議案第56号、一般廃棄物処理場条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。住民生活課長、西浦 茂君。

[住民生活課長 西浦 茂君 登壇]

住民生活課長（西浦 茂君） 議案第56号、一般廃棄物処理場条例の制定についてをご説明申し上げます。

次のページをお開きください。下段にまいりまして、提案理由でございますが、リサイクルセンターの完成及び、じんかい処理場の廃止に伴いまして、一般廃棄物処理場条例を新たに制定しようとするものであります。

前のページに戻りまして、本文の説明にまいります。第1条から第5条につきましては、従来のじんかい処理場条例の条文を整備させていただいております。

第1条では、施設の設置についてを定めております。

第2条では施設の名称及び位置を定めております。従来のじんかい処理場条例で定めておりましたじんかい処理場は廃止のため削除し、新たにこの11月に完成いたしますリサイクルセンターを加えております。

第3条では、管理についてを定めております。

第4条では、管理委託についてを定めております。

第5条では、管理監督についてを定めております。

第6条では、利用者の責務についてを定めております

第7条では、賠償についてを定めております。

第8条では、規則への委任を定めております。

附則といたしまして、施行期日1、この条例は平成12年1月1日から施行する。2、といたしまして、じんかい処理場条例は昭和43年条例第29号は、廃止するとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[住民生活課長 西浦 茂君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号 陶芸センター条例の一部を改正する条例の制定
について

議長（湯浅 亮君） 日程第9、議案第57号、陶芸センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。商工観光課長、貴戸延之君。

〔商工観光課長 貴戸延之君 登壇〕

商工観光課長（貴戸延之君） 議案第57号、陶芸センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

下段に提案理由を載せてございます。老人会館の用途変更に伴いまして、施設の一部を陶芸センター分室として位置付けしようとするものでございます。

本文に戻りまして、第2条中の表に陶芸センター分室ということで、新たに増加をさせるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〔商工観光課長 貴戸延之君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第58号 農道離着陸場条例の一部を改正する条例の
制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第10、議案第58号、農道離着陸場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。農林課長、斉藤正明君。

〔農林課長 斉藤正明君 登壇〕

農林課長（斉藤正明君） 議案第58号、農道離着陸場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

次の次のページをお開きください。下段に提案理由でございますけど、農業活性化多目的施設の完成及び、農道離着陸場の多目的活用の促進を図るため使用料を定めようと

するものであります。

前にお戻りください。農道離着陸場条例の第17条を次のように改める。

使用料、町長は使用料及び工作物設置者等から別表に定める使用料を徴収するものとします。別表を次のように改める。

着陸料、停留料は従来どおりでございます。工作物設置料から追加するものでございます。

工作物設置料、金額、新得町行政財産使用料に条例により算定した額でございます。

それから土地建物料、イベント・展示場等として入場料の額を徴収せず、施設を使用する場合ただし、営利を目的として使用する場合は当該使用料の100分の150の額とする。金額、半日につき5千500円、1日につき1万1千円。以下営利の目的の場合は同様の比率で徴収いたします。

次に航空機等の収容のため建物を使用する場合、1日1機につき1千円。次のページをお開きください。1月に1機につき1万3千円でございます。

それから、グライダー等の収容のため建物を使用する場合、1日1機につき500円、1か月1機につき1万円。

次にその他大型農業機械を収容のため建物を使用する場合、1月1台につき2千円でございます。

備考につきましては従来どおりでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議のほど申し上げます。

[農林課長 斉藤正明君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。14番、渡邊雅文君。

14番(渡邊雅文君) あんまりスムーズに進むんで一つぐらい眠気覚ましに質問をさせていただきますけど、農道離着陸場の新しい使用に向けての改正だと思うんですが、一つはまず、以前からお話しがございましたようにご説明を受けているんですが、グライダーに関する施設等の進出ということですが、その後の経過と言いますか、今後の見通し、最近の動き等を教えていただきたい。

それと、金額が出ているんですけども、使用料及び駐機をしておくときの料金だと思いますが、どうなんでしょう。この料金というのは適正なものかどうかというのが判断の資料に欠けるところでありますけれども、高いのではないかなという気がするんですけども、その辺の感覚的なものでたいへん恐縮なんですけど、果たして料金の設定に関してですね、非常に高いというような私自身は解釈を受けるんですけど、その辺のことについて2点お伺いいたします。

議長(湯浅 亮君) 農林課長、斉藤正明君。

農林課長(斉藤正明君) 1点目のグライダーの進出の計画でございますけれども、去年より、ある道内の有名なグライダー協会といろいろ協議しまして、そのときのアドバイスでとにかく格納庫を造らないといろいろグライダーの活用もできないということで造ったわけでございます。

グライダーは北海道では夏期間しかほとんど道南のほうでは、道央とかも飛びません。ところが、十勝だとか道東では、冬が積雪が少のうございまして、ある程度除雪すれば飛べるということで、その協会では今年では11月の下旬からですね12月、1月は積雪が多ございまして、11月の下旬、12月の中旬、あるいは3月、4月まで進出

する計画でございます。

それから2点目の使用料が高いのではないかなというご質問でございましたけど、ほかの航空料金も、格納庫料金、停留料調べてございます。隣の十勝のあるところではこれは飛行場でございますけれども、1日格納庫で4千円を取っております。

それから同じ自治体で、これも飛行場でございますけれども、1日6千円ということで取ってございまして、うちのほうはそういう高い料金を取って営利を目的とするわけでもございませんから、開かれたスカイスポーツということで、料金の設定につきましては行政財産の使用料ということに基づいて算定しておりますので、決して高いとは思ってございません。

議長（湯浅 亮君） 14番、渡邊雅文君。

14番（渡邊雅文君） なにを基準にして高い安いって、あいまいなところではあるんですが、これから使用するところであろう相手先等も含めてですね、それが逆に負担になってまた、先行きの不安等があってはいけないという意味での私の質問なんです。ほかと比べてといたしますか、判断というか基準になるスケールがないんであれなんですけれども、そういった意味でこれから使用するであろうところ、若しくはこれは広く一般にも使用できるということも含めているかと思うんですが、そういった意味での使用料ということを私は意味したんです。

もうひとつですね、今の1点目のお話なんで、これは雪の降雪量が少ないということで、通年使用を目的としているのかということをお願いしたいんですが、要するに例えば除雪等の費用だとか、そういった面についてはどうなるのかということ、また付随して出てくると思うんですが、その点について。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） もちろん通年計画を計画しておりまして、今のところ試験的なものですから、とりあえずそのグライダー協会ということで、ゆくゆく本当に適した土地で、飛行場であるということになりましては、もちろん十勝の愛好家だとかなんか呼びかけまして、通年を期待しております。

それから、除雪につきましてはいちおう当面その協会のほうにやっていただくということになっておりますけれども、ほんとうに積雪、大雪が降った場合はですね、1時間規定のお金をいただいて除雪したいと思います。もちろん、その分の除雪料は使用者に負担がかかると考えております。

それから、利用料の問題で判断基準がないということでございますけど、ほんとうにグライダーの使用ということで、本州はちょっと例にたくはないんですけれども、例がございまして、1回1千円だとかそういう例がございまして、それから非常に高い、特に余市の場合はですね、同じ料金を決めておりまして、その場合は半日3万円だとかそういう高額な利用料を取っておりまして、農道空港あるいは類似したグライダー使用のことを考えれば、グライダーの場合は1日1機500円でございます。それから1月使っても1万円でございますので、私のほうとしては非常に格安な利用料金ではないかなと考えております。

議長（湯浅 亮君） 11番、石本 洋君。

11番（石本 洋君） こういうふうに料金体系が整備されていくということは、それなりの利用者が出てくるということだと思いますね。そこで、現状と将来についてお伺いしたいわけなんですけれども、乗務員が待機をする場所、あるいは一般のお客さん

が遊覧飛行やなんかでね、待機する場所。そういったような一般的な待機休憩所というか、そういったようなものは現状としてあるわけですか。もしなければ、将来どういうふうなかたちでやっていくのかと。利用度が高まってくれば必要性も高まってくると、こういうことだと思います。よろしく。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） 今現在、管理棟がございまして、今だいたいそれに管理するもの2、3名でございますけど、試験的にグライダーの飛行だとか、利用していただいた場合はですね、かなり10人ほど管理棟に入れるわけでございます。だから、そこで炊事するとか、お茶だとか、トイレもございまして、そこで休息していただきたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 11番、石本 洋君。

11番（石本 洋君） ああいう動くものというのは、人間だいたい好きなもので、我々も飛行場に行く子どもたちなどですね、ときたま連れてって見せるといったような場合に、あそこには今のところ自由に入れられないわけでしょう。そういったようなときの手続きとか、そういったものはどのようにしてやるのでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） あそこ、ちょうど真ん中に町道が走っているわけでございます。それで夏期間はそこで農作業機が横断するわけございまして、そういうわけであそこは閉鎖しているわけでございますので、一般のかたがぶらりと来て見ていくということは、農林課あるいはそういうときにお問い合わせしていただければ門扉を開くのかなと。

それも、ほんとうにぶらりとして見ていただくんでしたら、開いてるときでございます。トラクターが通って開いているときがございまして、そのときから入って見ていただきたいなと思って考えております。

議長（湯浅 亮君） 13番、松尾為男君。

13番（松尾為男君） 建物の利用についてですが、この収容棟とかですね、農機具も使用するということなんですが、この管理体制ですね、施設だとか電源の扱いだとか、こういったのは常時なのか。それともそのつど、つどやるのかですね、管理体制についてお知らせ願います。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） 一番心配しているのが管理体制でございまして、特にこういう航空関係を受け入れる場合我々は素人でございまして、特に町内でそういう航空的な知識を持ってるかたがおりますので、それでグライダーだとかそういうまとまって利用した場合はですね、そういうかたに委託を考えてはおりますというより委託していただくように了解を得ております。

施設につきましては、格納庫は常時夜間につきましては施設をして閉鎖しております。以上でございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。8番、斎藤芳幸君。

8番（斎藤芳幸君） 提案理由の中にですね、農業の活性化多目的施設となっておりますけれども、もちろん初めの当初は農業を目的に造られた施設ですけれども、この農業活性化を図っていくのに今後どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） 非常に難しい質問でございます。今のところはとりあえずですね、農業活性化多目的施設ということで、格納庫ということでございますけれど、いちおう大型コンバインですか、2台ほど入れるような余裕もありますので、地域のかたにぜひ使っていただきたいと考えております。

また、そのほかにこれらを利用しての農業活性化ということになりますと、集客ですか、グライダーの利用客だとかお客さんが来た場合は、格納庫のところで農産物の直売所だとか、そういうのも売ってもよいのかなと思っておりますし、隣にちょうど国営再編絡みの非農用地施設を取得しなければならないところがございます。面積にして、1町5反でございますけど、それらをからめて今後、地域の人とじゅうぶん協議していきたいなと考えております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第59号 町道の路線認定について

議長（湯浅 亮君） 日程第11、議案第59号、町道の路線認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。建設課長、村中隆雄君。

〔建設課長 村中隆雄君 登壇〕

建設課長（村中隆雄君） 議案第59号、町道の路線認定についてご説明いたします。次のページをお開きください。

赤色の部分が認定する路線でございます。いずれの路線も屈足旭町3丁目に新たに造成いたしましたさわやか団地内に新設いたしました路線でございます。

前のページに戻っていただきまして、1、認定する路線といたしまして2本ございます。1本目につきましては、路線番号146番、さわやか北通、図面番号1番でございます。延長は180メートル。2本目につきましては、路線番号147番、さわやか南通図面番号2番、延長180メートルでございます。

よろしくご審議お願いいたします。

〔建設課長 村中隆雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第60号 図書館条例の制定について

議長(湯浅 亮君) 日程第12、議案第60号、図書館条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。社会教育課長、高橋末治君。

[社会教育課長 高橋末治君 登壇]

社会教育課長(高橋末治君) 議案第60号、図書館条例の制定についてご説明申し上げます。

裏面の提案理由を御覧ください。現在、文化会館条例で図書館と老人会館は併せて規定しておりましたが、保健福祉センターの完成に伴い、老人会館の機能が移管したため、新たに図書館条例を制定し、文化会館条例を廃止しようとするものでございます。

条例本文につきましては、第4条、第1項の図書館協議会の規定の中で、従前は置くことと必ず設置する規定となっておりますが、この提案では置くことができると、任意設置の規定となっております。これは、図書館協議会は図書館にかかわる重要な諮問事項がある場合に設置することとし、普段は設置しないことができるようにしようとするものでございます。

これ以外に、条例本文については基本的に変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、第1項で公布の日からの施行期日を、第2項で文化会館条例の廃止を規定しております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

[社会教育課長 高橋末治君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第61号 平成11年度新得町一般会計補正予算
議長（湯浅 亮君） 日程第13、議案第61号、平成11年度新得町一般会計補正
予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第61号、平成11年度新得町一般会計補正予算第3号に
ついてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,038万1千円を追加し、予算
の総額を83億1,068万5千円とするものでございます。

8ページ歳出をお開き願います。主なものをご説明いたします。

2款の総務費の住民活動費では、寄附がありましたので夢基金積立金を計上している
ほか、百年記念事業費におきましても、寄附がありましたので開拓記念碑建立等財源に
充当しております。

9ページ3款、民生費の福祉対策費では寄附がありましたので、保健・医療・福祉基
金積立金を計上しているほか、老人ホーム費におきましても同様に施設用の備品購入費
を計上しております。

老人会館運営費では、旧老人会館の内部改修につきまして当初予算に計上してありま
した改修内容を一部変更し、効率的活用を図るために改修費を増額しております。

4款、衛生費の予防費では寄附がありましたので、お年寄り対象のインフルエンザ予
防接種にかかる経費と、保健・医療・福祉基金積立金を計上しております。

環境衛生費では、狩勝高原簡易水道の配水管敷設工事に伴い、簡易水道事業特別会計
繰出金を増額しております。

10ページをお開き願います。

5款、労働費では介護保険制度導入準備委託料を計上しております。これは、国の緊
急地域雇用対策を受け、介護保険制度導入にあたっての地域のニーズ調査や、介護保険
対象者の情報のデータベース化などの業務を委託し、雇用の創出と介護保険制度導入に
向けての体制作りを図ろうとするものであります。

なお、財源につきましては、全額道補助金を見込んでおります。

6款の農林水産業費の農林振興費では、寄附がありましたので、そばのPR用とし
て印刷製本費を増額しているほか、トムラウシ交流施設用地域測量及び、水道施設の測
量、実施設計委託料を計上しております。

また、北海道元気づくり事業が補助採択されましたので、ビート播種センター建設用
補助金を計上しており、財源につきましては、全額道補助金を見込んでおります。

11ページに移りまして、農地費では21世紀高生産基盤整備事業の財源として、道
補助金を計上してありましたが、補助方法の変更に伴い土地連から交付金となりました
ので、財源移動を行っております。

12ページをお開き願います。

7款、商工費では、ニューイヤーフェスティバル花火大会開催のため観光協会補助金
を増額しております。この花火大会につきましては、商工青年部の積極的な取り組みと
の関係各位のご協力のもと、過去4回開催されてきたところではありますが、今年度5回

目を数え、これをしめに一定の区切りをつけたいと考えております。

9 款、消防費では平成 10 年度西十勝消防組合の決算が認定され、繰越金の整理に伴い負担金を減額しております。

10 款、教育費ではランニングコースのパークゴルフ場周回コースと、中山間事業で整備しておりますサホロ左岸公園周回コースとの連絡コース整備のため、測量実施設計委託料を計上しております。

4 ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思っております。

8 款、地方特例交付金では恒久減税に伴う地方税の減収補てんをするため今年度より交付されるものでありますが、算定作業が終了し、交付額が確定いたしましたので全額計上しております。

9 款、地方交付税では普通交付税の今年度の算定作業が終了し、交付額が確定いたしましたので、全額計上しております。

普通交付税につきましては、交付額の減額も懸念されましたが、算定の結果、前年度対比 0.9 パーセントの伸びとなったところであります。

13 款、国庫支出金では介護保険関係事務費の補助金の増額及び、国営土地改良事業土地所有状況調査の委託金を新たに計上しております。

4 ページから 5 ページにかけての 14 款、道支出金では歳出でご説明いたしました各事業の補助金等の計上であります。

5 ページから 6 ページにかけての 16 款、寄附金では夢基金用として函館市の名誉町民、駒木嗣雄氏と、辻内倫節氏から。開拓 100 周年記念事業用として新得土建協会、宮崎県・雲海酒造株式会社、札幌市・横山製粉株式会社、香川県・岩野信一氏、三ッ輪ヒューム管株式会社、日本サミコン株式会社、札幌市・横山 昭氏から、社会福祉事業用として山本キミ氏から、老人ホームひまわり荘用として矢野 勝氏、伊藤幸雄氏、小岩勇一氏、加藤信男氏から、保健予防用として浅井秀雄氏から、農業振興用として大阪府株式会社ちく満からそれぞれ寄附がありましたので関係科目に計上しております。

17 款、繰入金では今回の補正の財源調整として財政調整基金繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木 政輝 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） ここで、11時15分まで休憩とさせていただきます。

（宣告 10時59分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時15分）

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第62号 平成11年度新得町国民健康保険事業特別
会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第14、議案第62号、平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政 輝 君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第62号、平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345万円を追加し、予算の総額を5億9,023万4千円とするものでございます。

5ページ歳出をお開き願います。

1款、総務費では国民健康保険実績報告等の、作成に使用するパソコン及びシステムの購入のため、備品購入費を計上しており、財源として全額国庫補助金を見込んでおります。

7款、諸支出金では平成10年度の療養給付費交付金の精算により、交付金の返還が生じたため、返還金を計上しております。

4ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

2款の国庫補助金では歳出でご説明いたしました、事業の財源として特別調整交付金を増額しております。

7款、繰入金では今回の補正の財源調整のため、一般会計繰入金を増額しております。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

[助役 鈴木 政 輝 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第63号 平成11年度新得町簡易水道事業特別会計
補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第15、議案第63号、平成11年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第63号、平成11年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、予算の総額を8,745万1千円とするものでございます。

5ページ歳出をお開き願います。

1款、事業費では狩勝高原簡易水道の国道南側給水区域内に、管渠を敷設しエリア内の給水需要に対応しようとするもので、工事請負費を計上しております。

4ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

3款の繰入金では、今回の補正の財源調整のため一般会計繰入金を増額しております。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第16 意見案第6号 道路特定財源等に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第16、意見案第6号、道路特定財源等に関する意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって意見案第6号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今、

定例会の会期中に審査を願います。

日程第 17 意見案第 7 号 新たな畑作基本政策の確立並びに平成 11 年
産畑作物価格決定に関する要望意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 17、意見案第 7 号、新たな畑作基本政策の確立並びに平成 11 年度産畑作物価格決定に関する要望意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって意見案第 7 号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第 18 意見案第 8 号 「30 人以下学級」実現等教育予算の増額を
求め義務教育費国庫負担法を改変することに
反対する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 18、意見案第 8 号、「30 人以下学級」実現等教育予算の増額を求め義務教育費国庫負担法を改変することに反対する意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって意見案第 8 号は文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第 19 意見案第 9 号 地方分権の推進と自治体財政確立のための
地方税財政改革を求める意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 19、意見案第 9 号、地方分権の推進と自治体財政確立のための地方税財政改革を求める意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって意見案第 9 号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第20 陳情第1号 今日の教育危機を打開するため、国の責任で30人学級の実現のための新たな定数改善計画を策定するとともに、私学助成の削減に反対し、教育予算の拡充を求める意見書採択の陳情書

議長（湯浅 亮君） 日程第20、陳情第1号、今日の教育危機を打開するため、国の責任で30人学級の実現のための新たな定数改善計画を策定するとともに、私学助成の削減に反対し、教育予算の拡充を求める意見書採択の陳情書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。
本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって陳情第1号は文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第21 陳情第2号 「介護保険制度」の改善等を求める意見書採択の陳情書

議長（湯浅 亮君） 日程第21、陳情第2号、「介護保険制度」の改善等を求める意見書採択の陳情書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。
本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって陳情第2号は文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第22 陳情第3号 年金制度の改善を求める意見書採択の陳情書

議長（湯浅 亮君） 日程第22、陳情第3号、年金制度の改善を求める意見書採択の陳情書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。
本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって陳情第3号は文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、9月17日から9月27日までの11日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、9月17日から9月27日までの11日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（宣告 11時25分）

第 2 日

平成11年第3回
 新得町議会定例会（第2号）
 平成11年9月28日（木曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1		一 般 質 問
2	陳 情 第 2 号	審査結果について
追加日程 3	意見案第10号	「介護保険制度」の改善等を求める意見書

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

一 般 質 問

陳 情 第 2 号 審査結果について

意見案第10号 「介護保険制度」の改善等を求める意見書

○出席議員（18人）

1 番 川 見 久 雄 君	2 番 藤 井 友 幸 君
3 番 吉 川 幸 一 君	4 番 千 葉 正 博 君
5 番 宗 像 一 君	6 番 松 本 諫 男 君
7 番 菊 地 康 雄 君	8 番 斎 藤 芳 幸 君
9 番 廣 山 麗 子 君	10番 金 澤 学 君
11番 石 本 洋 君	12番 古 川 盛 君
13番 松 尾 為 男 君	14番 渡 邊 雅 文 君
15番 黒 澤 誠 君	16番 高 橋 欽 造 君
17番 武 田 武 孝 君	18番 湯 浅 亮 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄 君	
教 育 委 員 会 委 員 長	高 久 教 雄 君	

監 査 委 員 吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	鈴木 政輝 君
収 入 役	清水 輝男 君
総 務 課 長	畑 中 栄和 君
企 画 調 整 課 長	長 尾 正君 君
税 務 課 長	秋 山 秀敏 君
住 民 生 活 課 長	西 浦 茂君 君
保 健 福 祉 課 長	浜 田 正利 君
建 設 課 長	村 中 隆雄 君
農 林 課 長	齊 藤 正明 君
水 道 課 長	常 松 敏昭 君
商 工 観 光 課 長	貴 戸 延之 君
児 童 保 育 課 長	富 田 秋彦 君
老 人 一 一 所 長	長 尾 直昭 君
屈 足 支 所 長	高 橋 昭吾 君
庶 務 係 長	武 田 芳秋 君
財 政 係 長	佐 藤 博行 君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	阿 部 靖博 君
学 校 教 育 課 長	加 藤 健治 君
社 会 教 育 課 長	高 橋 末治 君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	小 森 俊雄 君
---------	----------

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	佐 々 木 裕 二 君
書 記	桑 野 恒 雄 君

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日は全員の出席であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付したとおりであります。

（宣告 10時02分）

諸般の報告（第2号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配付したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（湯浅 亮君） 一般質問を行います。一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

議長（湯浅 亮君） 14番、渡邊雅文君。

[14番 渡邊雅文君 登壇]

14番（渡邊雅文君）

開拓2世紀に向けて町政施策のビジョンについて

一般質問トップバッターということで、通告もたいへんしり切れとんぼで、理事者側にはたいへんご心配をおかけしていると思いますが、さらっといきたいと思います。ご心配なく。

本町に開拓の鍬がおろされて以来100年という歳月が流れました。本年はこの100年を祝う一連の行事が行われ、町民の皆さんともどもに先人先達の偉業をたたえ、開拓1世紀をお祝いしたところでもあります。開拓当時広大なそして、この荒れ野に立った開拓者たちは、今日のこうした繁栄やすばらしい町並み、町民の皆さんの暮らし向きは想像だにできなかったにちがいないと思うわけであります。

それだけ、この100年という月日は荒野をすばらしい近代施設に造り変えた歴史そのものであると思います。この先人の数多くの苦勞を受け継ぎ、次の時代につなげていくのは、この時代を生きる私たちの使命であろうかと思えます。20世紀に終わりを告げ、21世紀という新しい時代に、今まさに突入しようとしている現在、私たちが、なにを選択し、なにを築き上げて次の時代に受け継いでいかなければならないかという、大きな岐路に立たされているとも言えるわけであります。

斉藤町政も2期目の折り返し点に立ち、ますます円熟味を増し、まさに21世紀に向けてエンジン全開で突き進んでいかれるものと、大いにご期待を申し上げるところでございます。

さて、こうした時代の流れの中で、行政が果たさなければならない役割はますます大きく、そして重要視されていることはいまさら申し上げるまでもないことであります。

第6期総合計画や斉藤町長ご自身が、各種の会合等で、また議会の場で語られております町政のビジョンをお聞きするたびに、我が町の将来はどうなっていくのだろうか、これからのまちづくりは、どうあるべきなのかと改めて考えさせられるところでもあります。この6年数か月を振り返りますと、確かに町並みひとつとってもきれいにそして整然と整備されていることは、私自身も感ずるところであります。

内外に誇れるパークゴルフ場の完成、周辺整備として芝のサッカー場、温水プールの建設をはじめとして、畜産試験場の統合による施設拡大、屈足療護施設の建設など時代のニーズにこたえた施設が次々に現実化しております。

しかし、こうした中でほんとうにこれでよいのだろうかという考え方も一方ではおきてくるわけでありまして。俗に言われております箱物行政、施設を造ることがまず優先される時代は遠く過ぎ去ったと私は考えております。高度成長期には、こうした施設充実がなによりも優先されたわけでありましてけれども、安定期、つまりバブル崩壊後の経済成長率の下降期から下げ止まりと言われている現在に至り、地方行政のとるべき進路も大きく転換をしなければならないと考えております。物豊かにして心貧しき時代と言われる中で、物も豊かだが心も豊かで、そして夢がある時代を迎えるためには、いったいどういう対応をしていかなければならないのか。斉藤町長のこれまでの、そしてこれからの行政に対するビジョンを改めてこの場をお借りしてお尋ねをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

[14番 渡邊雅文君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいま渡邊議員からご質問ありまして、今年には開拓100周年という大きな節目を迎えまして、町民の皆様がたと共にこの世紀の節目をお祝いすることができたわけでありまして、そうした面ではたいへん幸せな時代に居合わせたと感謝の気持ちでいっぱいでありまして。

ただいまご質問ありましたように、来年は新たなスタートの年となる101年目を迎えるわけでありまして。本町もこうした新時代にふさわしい施策を積極的に展開をいたしまして、発展する新得町を目指してまいりたいと考えているところであります。

特に、これからのキーワードとなる課題といたしましては、やはり町民の健康ということでありまして。また、人材活用と生きがい対策ということも大きな課題になるかと考えております。また、クリーンな生活環境、子どもの健全育成と少子化問題、産業の振興対策、定住人口対策と、こういうようなものを柱としながらこれからのまちづくりを進めていきたいと考えているところであります。

私は、これまで町民の健康増進を図るために、ハード面やソフト面を積極的に取り組んできたつもりであります。特に近年におきましては、さきほどもご指摘ありましたように、パークゴルフ場やランニングコースの整備、あるいは温水プール、保健福祉センターの建設などを進めてきたところであります。

今後、これらの施設を幅広く町民のかたがたに利用していただくために、いっそうのソフト面の充実を図っていくことがたいせつだと考えております。そして町民の皆さんがたがいつまでも健康で生き生きとした生活を送っていただくことを願っているところ

であります。

また、余暇には町の中を楽しく散策できるような夢のある町並みを造っていきたいと考えているところであります。

更に、本町にはいろいろな特技を持った町民のかたがたがいらっしゃいますので、こうしたかたがたの人材を大いに活用させていただきまして、町民大学の充実をはじめとして、町民の皆さんが仕事や趣味を通して、更に生きがいを高めるようなまちづくりを目指していきたいと考えております。

また、本町は今まで環境を重視した施策を進めてまいりました。自然環境はもちろんのことでございますが、今進めております旧ごみ処理場のダイオキシン拡散防止工事につきましても、道内では初めての取り組みであります。

また、リサイクルセンターの建設も進めておりまして、ごみを少なくし、また、住民のかたがたが安心して本町で暮らせるよう進めているところであります。今後とも、生活環境や自然環境を重視した施策を進めていきたいと思っております。

子どもの健全育成に関しましては、その子どもの長所を伸ばし、子どもの持っているよさを最大限に導き出せるような教育を目指していきたいと考えております。また、子どもが伸び伸びと安心して遊べる公園等の整備を進め、更に少子化対策にも引き続き取り組んでいきたいと思っております。

次に、産業の活性化策であります。企業振興策であります工場誘致条例、あるいはふるさと融資、また本町独自の施策であります地域振興事業補助制度の積極的な活用を図り、企業の振興と雇用の拡大に努めていきたいと思っております。

また、農業につきましても近年共同経営の取り組みが本町では盛んに行われておりまして、そうした支援あるいは新規就農の誘導を図っていきたいと思っております。

また、本町の現在の最重点課題といたしましては、やはり定住促進ではないかと考えております。現在本町の人口はおかげさまで下げ止まっておりまして、今後は増加していくものと考えております。

来年4月には、畜産試験場の再編整備に伴いまして、職員も40人程度増員になるとお聞きしておりますし、身体障害者療護施設のオープンによりまして、新たに35名の雇用が発生いたします。また、入所者も4月から順次入ってこられまして、6月中には定員の50名になる予定であります。

更にしらかば台団地、あるいは屈足旭町3丁目のさわやか団地の分譲により、これから順次定住者の増加が図られるものと期待をいたしているところでございます。

定住問題につきましては、今後とも積極的に取り組み、新たな施策を検討していきたいと考えております。

ただいまお話しありましたように21世紀も目前であり、本町が更に発展するよう引き続き努力していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 14番、渡邊雅文君。

14番(渡邊雅文君) 質問の枠が非常に私自身、広く質問させていただいたんで、ご答弁もそういうふうになったのかなというふうに思います。そこですすね、今、私、質問で申し上げたように、これは、我が町だけに限らないことなんですけれども、行政がとるべき進路といたしますか、そういう観点から見ると、実際やはり、これまで斉

藤町政に限らず、継続してずっと行政がやってきたことに誤りはないというふうには私は基本的に考えているわけでありませうけれども、これからの時代、さきほども申し上げたように、やはり、物、金という時代ではなくして、心という観点からとらえた場合、今、町長おっしゃられたように、例えば子どもたちの教育の問題もさき、傾向としては小児化である。そういった多くの問題も含めて、これからとるべき進路というのは、やはりこういう施設ができました、こういう町並みを造りました、非常にこれは対外的と言いますか、広く町民の皆さんに理解していただきやすい現象、事象だと思うんですけども。

そうしたことが、これ、今申し上げたように、どこの行政もそういうふうにするのほうで、てっとり早いというといったら変ですが、そうありがちな流れだと私自身は考えているんですけども。それを一歩踏み込んで、私が申し上げたいのはじゃあ、心の部分でどうなのか。もっと、例えば今、この後質問されるかたがいっらしやると思いますが、皆目見当がつかない。まだ、先行きが不安だと言いながら、来年4月に実施されるであろう介護保険制度が最たるもので、制度自体はどうなっていくかという不安はありますけれども全国一斉にヨーロンドンでスタートをするわけです。そうなったときに、認定制度はグループを作ってやっていくということでもありますけれども。我が町、新得町がこの介護保険制度に対する考え方を端的にもうちょっと分かりやすく打ち出す方法はないんだろうか。

例えばですね、いろんなことが考えられると思うんです。道立試験場が統合されて人が増えますよ。それが今おっしゃられるように、人口減少の歯止めになっていく、下げ止まりだとおっしゃったけれども、増えていくんですよという、外的要因を町長の口からおっしゃられても、行政がこうしていくんだという、そういう姿勢でなければ、僕はいけないんじゃないかなと思うわけでありませう。なにを打ち出していくのかということが、これが非常にこれは難しい、ハードからソフトへと変わっております。

確かに、ハードはとにかく充実されております。心の面で、それから行政に携わる皆さんの知恵とか知識だとかいうものが、これからほんとうに道内だけじゃなく、全国的なレベルでですね、小さな町がなにをやっているのかということがほんとうに、一目りょう然、クローズアップされていく時代だと思っております。介護保険のことについてあえて質問する必要はないと思います。ただ、そういった小さな部分、例えば先日来、お話しございました夢基金との問題もそうなんですけれども、から始まった、まだまだ、一人歩きができない商工青年部が中心となったニューイヤーの花火大会なんかがいい例だと思うんです。

5年の月日が経過したんで、これから一人歩きをなさいよという話が聞こえてくるわけでありませうけれども、非常にこのお金のかかることでもあります。お金がなければできないかということ、はっきり言えばできないだろうと思うんです。夢基金からスタートしたこういうことですね、一夜にしてお金が消えていくということもありますけれども、あの大みそかから正月にかけての非常に、新得町が例えば十勝ですとか反対側から行くと、峠を越えて富良野からも多くのかたが来ているとお聞きをしております。せっかくここまで作り上げたものをですね、資金がないためにこれからの先、これ毎回言われているんですけども、ここんところ、何年間続けて言われているんですけども、今年限りです、今年限りです、とやってやっているんですけども、やっているほうは非常にたいへんなんです。そういった部分での、資金的なものバックアップをするということも、行政の大

事な役割のひとつではなかろうかなというふうに思います。

経済の面でいくと、非常に経済が冷え込んでいる。当時、売りといいますか、我が町の非常に外に向かったの発信、観光という部分でも、非常にホテルが経営が非常に苦しい、サホロリゾートといいながらも半ばですね、非常に衰退の一途をたどっているわけですが、具体的にこの観光部分、これからサホロリゾートを含む新得町の観光の分野というのはどうやって維持をし、また更に将来に向かって広げていくのか。具体的になににも先行きが見えない。これは民間企業のことだと言われてしまえばそれまでかもしれません。

しかし、そこに心の部分ですとか皆様がたの持っている知識だとか知恵だとか、なにか生かされないだろうか、具体的にもっともっと広く外に向かって情報を発信をしていく時代だと町長ご自身もことあるごとに言われてますが、情報を発信していくという言い方をするんですが、なかなか情報が伝わらないんだというのが、町の外にいる人たちの印象であります。

そういったことも含めて焦点がぼけているのかもしれないんですが、物じゃないんだ、お金じゃないんだという部分の方向展開をあえて、申していかなければいけないんじゃないか。あえて、もう一つ関連ですから言わせていただければ、今回100年の行事として、姉妹都市で一つの市、町のかたがた多くみえられましたけれども、じゃあ、姉妹都市を提携していて、我が町が受けるべき恩恵といたら変なのかもしれないけれど、姉妹都市を結んでいることによって、なにか得るものがあるんだろうかと考えた場合、もちろん、今現在、既存の1市1町、非常に交流がされているということでもあります。

じゃあ、せっかくリゾート地には海外からの資本が入った企業があるわけであります。国際化の時代だと言われております。ボーダーレスの時代だと言われております。そうした中で例えばほかの町が提供しているような海外からの知識やら生活や習慣、伝統そういったものを取り入れるための姉妹提携なんかできないんだろうかと。そういった考え方と言いますか、過去どういう経緯だったのか私には知る由もないんですけども、国外に目を向けてみてはどうなのだろうか。いろいろなことが考えられると思うんですが、ボーダーレスの時代ですから、そういったことも含めて新しい施策を町長自身がお持ちであるならば、もっと広く情報発信をしていただけないのかなという、そういう考えを持っております。以上です。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいまの質問、たいへん多岐にわたっておりまして、的確にご質問にお答えできるか分かりませんが、まず、町の基幹的なハードの整備というものは、やはり振り返って考えてみましても、それぞれの施設が住民の皆さんがたの非常に高い要望のもとにですね、施設のいわゆる、ハードの整備がなされてきたと。それは、ある意味では町の町民の皆さんがたが生活を送るうえにおいての、必要最小限度の基幹的な施設の整備であったと考えております。

そのことが、それぞれの施設が非常に有機的にあるいは有効にですね、私どもそうした施設の整備をする段階で考えていた以上の、私は利用につながってきているのではないかと。これは、とりもなおさず、住民のいろいろなそういう要求にこたえた結果ではなかろうかと。基本的にそのように考えているところであります。

また、そうした施設を整備すればいいのではなくて、そこにいかにソフトを有機的にですね、絡ませていくかと。このことは私は非常に大事なことだと思っております。し

たがって、仏を作って魂が入らなければならないものだと思っております。そうした面から渡邊議員、指摘のとおり、これからの時代はハードからソフトの時代に当然移行していくと考えております。また、当面いたしますそうしたハードの整備はあらかじめ終了しつつあるものと考えているところであります。そうした面から、これからは、やはり住民の皆さんがたがお持ちになっているいろいろな知恵というものを凝らしてですね、そうしたものが、最大限に利活用されて町民の心の満足になるような、そうした、やはり行政を展開していかなければならないと考えているところであります。

介護保険の問題につきましては、この後に、別にご質問があるので割愛をさせていただくことにいたしまして、後段のほうでありました姉妹提携の恩恵という問題と合わせて、海外とのそれは考えられないのかというご質問であったかと思いますが、私は、この今、結んでおります姉妹提携につきましては、まだ、極めて歴史が浅い状態でありませぬ。しかしながらですね、この間に人的な交流をはじめといたしまして、それが、文化の交流あるいはまた、経済の交流というところまで、発展しつつあると考えておりました、それはそれなりに効果が上がっていると思っておりますし、せっきくのそうした姉妹提携というものが、それぞれの町にとっていい恩恵をもたらすもの、あるいは、それを模索していくものだと考えておりますから、将来に向かっても更にそうした友好の中身をですね、深めていく必要があると考えております。

また、海外との姉妹提携につきましても、かつて議会の中でもいろいろ議論がありました。その時点ではですね、当面、様子を見るべきではなかろうかということで、今日まで推移していると考えております。また、十勝管内的にも、あるいは道内的にも、あるいは国内的にも、海外との姉妹提携というのは常に幅広く行われているようですが、時間がたつにつれてですね、その中身を含めていろいろご苦労されている面もあると聞いております。したがって、将来的に国際化の時代を迎えて、本町にあってどういう、そういう海外との意義なり、あるいはメリットが見い出せてですね、そうした海外との提携ということですね、これからも時間をかけて模索をしていってはいかがと、このように考えているところであります。

いずれにいたしましても、これから、いよいよ100年を越えて200年に向かって本町が進んでいくわけでありませぬし、また、21世紀も間近でありまして、そうした面から、本町には人が集いませぬ、活力ある町になるように、町民の皆様がたともども知恵を凝らして本町の発展を期していきたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

議長（湯浅 亮君） 14番、渡邊雅文君。

14番（渡邊雅文君） 今、よく分かりましたと言いたいんですが、最後ですから、もう1回質問させていただきます。冒頭、町長のご答弁の中で基本的にこれからの時代の心構えというのは理解はさせていただきます。ただ、それを具体的にですね、ものじゃないんだ、ハードからソフトなんだとおっしゃられるけれども、じゃあ、それを具体的にじゃあどう進めていくのかというのが、どこを見てもそれが出てこないわけです。私自身が感ずるには、総合計画のあの厚い印刷物を見ても、ハードからソフトへ、じゃあソフトの部分というのが、非常にページの白いところが多いわけです。これは、以前から僕も指摘をさせていただいておりますけれども、どういう施策をするのかというのが目に見えてこない。これは、我が町だけではないと思ひます。確かに。

ですけど、それを打ち出していくことが時代の先取りであろうというふうに僕は思う

んです。例えば今、最後におっしゃられた海外との、これは、例えばということで僕はお話しをさせていただいたんですけれども、町長のご答弁では、メリットを見い出すまでもう少しの時間を。これは議会で議論をされたというのは、私、記憶ないわけですから、4年とか、5年とか前ですか、ですよ。ですから、10年一昔と言いますよね、町長。一昔に近いぐらいずっと状況を見てメリットを見いだすとおっしゃるけれども、ほかの町村の声も聞こえてきますよと。いろんな問題も起きてますよと。そういった基本的な姿勢というのは、大事にすべきなのかどうか、僕はちょっと疑問がある。よく言われることなんです、石橋をたたいて渡るんじゃないで、石橋をたたいても渡らないんじゃない、先に対してのなんの期待感や夢も広がらないじゃないかと。町長のやられている実績は、冒頭、僕申し上げたように、非常に行政の長として評価に値すべきものだと僕自身も思っております。ただ、もう一昔の半分ぐらい過ぎているわけですから、そろそろ斉藤町政のカラーをもっと色濃くしてもいいんじゃないだろうか。「おお、こういうことをやっているんだねと、こういうことに取り組んでるんだね。」ということをするね、町民を問わずですね、外に向かってもですねやはりやっていく時期じゃないんだらうか。

あえて申し上げますと、いろんな行政の長をみさせていただいて、例えば3期ですとか、4期ですとか、仕上げの時期に入ってきますと、なにをやるかというのはやはり、冒頭に戻りますが、後に残るものをつくるわけです。それはハードの部分ですよ。目に見えるものをつくる。それが、その行政の長が退いた後も、町民の皆さんが非常に重荷になってくるというケースが少なくないわけです。ですから、あえて若輩の私がそんなことというのは生意気なんですけれども、そういったことも含めてですね、最後の質問ですから、もうちょっと思い切って、危ない橋を渡れとは申しませんが、石橋をたたいたら渡ろうじゃないかということをも含めて、町長のお考え方を聞きたいです。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） さきほども、申し上げましたように、そうした町民の皆さんがたに心の満足感を与えていくと、これも非常に行政の仕事としては大事な仕事だと考えております。ハード面がある意味では基幹的なものが一回りしたというふうな、今段階に至ったと考えております。したがって、総合計画の中でいろいろなソフト面の取り組みについて立っている計画の中でも、必ずしも全部が手が着けられている状態ではありませんので、毎年度の予算編成の中でそうしたご指摘を踏まえながら、細かいところの見回りができるような予算措置を検討していきたいと思っております。

また、後段にありました一つの例だと思えますけれども、海外との姉妹提携と。私は海外との姉妹提携というものを考えた場合に、本町のまちづくりにかかわってどういう提携の在り方がいいかという、整理をしていく必要があるのではないかと。

例えば、これは全く例えばでありますけれども、本町の特産品でありますそばということをお考えますと、世界のやっぱり、このそばとの兼ね合いというものをもっとも追求をしていってですね、名実ともに本町は日本一あるいは世界一のそばの産地としてまちおこしが進んでくというふうなきっかけを作るために、例えば、そういう海外の相手先を見つけるとかですね、あるいは研修をしてくとか、そういうまちづくりにかかわって生きた海外との姉妹提携の在り方が一番理想ではないかと、このように考えております。

したがってテーマをですね、ともに検討していけば、ある意味では一つの結論に至る

かもしれません。そうした検討をそれぞれ議会の皆さんがたも、あるいはその必要性があるとすれば、町民の皆さんがたにも議論を巻き起こしていただきたいと、そんなふうに思っているところであります。

どうしても、ちょっとしたきっかけで安易に提携をいたしますと、そこから先、重荷になるということでもありますので、したがって私はそうしたものはそうしたかたちではやりたくないというのが基本的な考え方でもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

[7 番 菊 地 康 雄 君 登 壇]

7番（菊地康雄君） ただいま、今後のまちづくりのビジョンということで、たいへん大きな視点からのご質問がございました。私は町民の生活を支える裏方の町民の不安について質問をしたいと思います。

話はちょっと質問とは違いますけれども、過日100年記念と銘を打って最終的な事業が行われました。今、ブームになっているよさこいの一つといたらそれまでですけれども、これほど町を挙げて町民各層の協力を得ながら、大きなイベントが行われたということは、まさに、まちづくりに対するソフトの部分の一つかなという気がいたします。町民はもとより、近隣の町村からもたくさん見物者が集まっていたいて、たいへん大きな盛り上がり、天候、悪天候を吹き飛ばす大きな盛り上がりを見せたと評価をしております。まさにこれは町民の余裕でもあり、今後のまちづくりの方向性を示す大きなエネルギーかなと感銘を受けたしだいでもあります。さて、本論に入りたいと思います。

1. 一般廃棄物最終処分場について

まず1点目、一般廃棄物最終処分場についてご質問いたします。新得町のごみ処理の対策については、リサイクルセンターの完成をもって、一連の処理の流れが完結し、いよいよ減量化、資源の再生化に向けて施設の本格的な運用が開始されるところまできております。また、旧処理場の環境汚染の可能性に対しても、早期に対応策がとられ、近隣の住民などの不安感を払しょくしている姿勢は、じゅうぶん評価に値するものであります。

ところで、社会生活はペットボトルの爆発的な普及に見られるように、現在の分別方法で燃やせないごみが異常に増え、減量化が軌道に乗る前に、一般廃棄物、最終処分場の使用許容の年限が予定よりも大幅に短くなることを心配する声が多くなっております。現況についてお聞きしたいと思います。

2. コンピューターの西暦2000年問題に対する危機管理について

2つ目は、最近マスコミ上でも話題になっているコンピューターの西暦2000年問題に対する危機管理であります。西暦2000年を目前にしてコンピューターの2000年問題への不安が、たいへん高まりをみせております。我が新得町でも電算システムの導入が進み、その対応策の必要性があると考えられます。

まず、道内と結んでいるネットワーク上の問題、それから町民の生活に直接結びつく上下水道、ごみ処理場、通信、戸籍住民票、学校関係、税務関係など、住民生活に直接かかわる部分にも、コンピューターの誤作動によるトラブルの発生の可能性があると聞いております。この問題に対して、町として危機管理の現況と対策について、お伺いし

たいと思います。よろしくお願いいいたします。

[7 番 菊 地 康 雄 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えいたします。

ただいま、前段でお話しございました、過般行われましたよさこいフェスティバルが、かつてないほどの大きな盛り上がりを見せて、非常に盛会りのうちにフェスティバルが終了いたしました。このように大きなフェスティバルの取り組みに尽力されました実行委員会の各位に対しまして、心から厚く敬意を表したいと考えているところであります。

さて、ただいまご質問ありました一般廃棄物処理場の現状についてお答えをしたいと思っております。

一般家庭から毎日排出されますごみは、増加の傾向にあることから、これを適切に処理するため、平成2年度にじんかい処理基本計画を策定いたしましたところであります。その後、平成4年度からは、一般ごみと資源ごみの2区分で分別収集を開始いたしましたところであります。更に平成9年度からは、中間処理施設の完成に併せ、可燃ごみ不燃ごみ、そして資源ごみの3区分により収集を進め、ごみの再資源化を図り、処理場の負荷の低減化や減量化に努めてきたところであります。本年度は更にごみの再資源化を更に促進するため、リサイクルセンターの建設に着手いたしてありまして、間もなく完成の予定であります。

ごみの年間総排出量は、平成10年度1年間で見ますと、2,690トンでありまして、そのうち80パーセントが可燃ごみとなっております。年間、総排出量は横ばい状況であります。このうち不燃ごみは、10パーセント前後の伸びを示しております。また不燃ごみの多くはペットボトルやトレーなどの包装容器であります。これら不燃ごみは、破碎をし減量化を図る最終処分場で、埋立処分をいたしてありますが、この処分場は、容量が42,900立方メートルで、15年間の使用を見込んで平成7年に完成しております。平成9年8月から本格的に運用を開始いたしまして、以来、6,200立方メートルほどの埋立てを行ってきたところであります。計画時の数値に比べますと9パーセント程度多くなっております。

明年度からは現在の不燃ごみからペットボトルや白のトレーなど発砲スチロール容器を資源ごみとして回収をいたしまして、現在建設中のリサイクルセンターで処理をしていきたいと考えております。この結果では埋立処分量は現在より20パーセント程度減るものと予想いたしておりますので、最終処分場は15年間の使用年限にじゅうぶん耐えるものと考えております。今後とも地球環境保全のうえから、更に住民啓発を図り、ごみの再資源化や減量化を町民各位にご協力をいただきながら、進めていきたいと考えているところでございます。

次に、コンピューターの西暦2000年問題に対する危機管理についてお答えいたします。

西暦2000年問題とは、ご承知のとおり西暦を下2けたで表現した場合、1900年代と2000年代が区別できず、日付が正しく処理できない状態が生ずることで、現在まで本町におきましてもその対応を講じているところであります。

まず、本町で導入いたしてあります電算システムは、全道の町村37団体が加入してあります、北海道自治体情報システム協議会のシステムを採用いたしてありまして、そ

の事務処理を行っているところであり、現在のシステムは2000年問題をクリアできる電算システムとなっております。

しかしながら、万が一のこともございますので、パソコン及びソフト部分につきましては、10月末を目途に町村会の情報センターにおきまして検証することといたしております。

また、金融機関、国保連合会など外部関係機関とのデータのやり取りにつきましても、町村会情報センターで検証することとなっております。なお、単独で導入いたしております上下水道あるいはごみ処理、図書館、学校のコンピューターにつきましては、既に業者に対応していただき問題はないと検証済みでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

7番（菊地康雄君） この15年という、許容年限についての不安でございますけれども、ただいまのご答弁によりリサイクルセンターが本格活動したあかつきには、じゅうぶんその15年間の余裕があるというお話を聞いて安心をいたしたところであります。

ただ、もう一つの問題はその周辺の農地に対するビニール類の飛散の問題であります。いちおう埋立て、ある程度して土をかけるということにはなっておりますけれども、それでも風による飛散というのは止められないのが現状でありまして、このことについて周辺の農家のかたたちとの話し合いがうまくいっているのかどうか。不安なところであります。

それからもう1点。リサイクルセンターが動き始めたときに、ペットボトルも分別するわけですが、現状のままではたいへん容量があるし、足で踏み付けてもなかなかつぶれにくいということもありますので、その辺の対策については既に講じられて考えられておるのかどうか。お聞きしたいと思います。

次にコンピューターの2000年問題についてでありますけれども、今ご答弁をお聞きいたしますと、大体の問題はクリアをしている状況だということで、ただこれの問題はその時になってみないと分からないというのがひとつあると思います。例えば家庭で使っているビデオなんかにも、例えてお話をしますとそのときに急に録画ができなくなったという可能性もあるという問題があります。

これ例え話がビデオでありまして、例えば役場の中で使っているさまざまな機械です。最近の機械はほとんどがマイコンチップというのが制御で使われております。その時にマイコンチップというのは、必ず時計機能というのがついていてそれがいつ2000年過ぎた段階で、暴走するか分からないという状況があります。これについては当然予想できないわけですし、そういう場合に対しての対策室というんでしょうか、こう一元的に取り扱う必要がないかどうかについてをお聞きしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 埋立処分場におけるビニール等の飛散の問題ということであります。ご承知のとおり埋立処分場はですね、本町の育成牧場地内に建設をいたしておりますので、そうした面では余り一般農家への飛散はないのかなと考えております。しかしくら公共牧場内であったとしてもですね、ビニール類を飛散させることは適当でないと考えております。そこで、この運行中に飛散させてもいけないわけでありまして、

よって運搬をする車に網を試験的にかけてですね、飛散させない状況を今、試験中であります。

それからまた処分場内に、ごみを下ろすときに風のある日ですとどうしても飛ばしてしまうというふうないろいろな課題がございまして、いずれにいたしましてもこれは自然環境に悪い影響を与えるわけでありますので、そうした埋立処分場におけるビニール等の飛散については最小限に食い止めるように、それからまた、そうした飛散の状態をそのままにしておくのではなくてですね、やはりある程度アフターケアもしながら適正な管理に努めていきたいとこのように考えております。

それから2点目にございましたペットボトルの圧縮の問題であります。今度出来ますリサイクルセンターでは、機械によりまして圧縮するものを用意いたしておりますので、そうした面では減容化といいましょうか、そういうかたちで整備ができるものと考えております。

また、コンピューターの非常に専門的なお話でありまして、私、実はコンピューター音痴でありますので、適切な答えにならないかと思っておりますが、マイコンチップの問題につきましては専門性のものでもありますので、総務課に窓口を置いてですね、そうした危機管理に対応していきたいと思っております。基本的には町村会、あるいはそれぞれの機器メーカーの検証によって2000年問題はいちおうクリアできるものと私は考えております。

いずれにいたしましても、コンピューターが誤作動を起こすということは、町民の皆さんがたにとって、たいへん大きな迷惑のかかる話でありますので、そうしたことの起こらないように、じゅうぶんな危機管理にこれからも努めていきたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

7番（菊地康雄君） ペットボトルに関してちょっと質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、リサイクルセンターにおいては確かに溶解して固形物にするというふうになるようには聞いておりますけれども、一般家庭からリサイクルセンターに行くまでのあいだ、余りにもがさばりすぎるのではないかなという質問であります。それであの、重い物でつぶしたりすれば当然ぺちゃんこにはなるんですけども、特に炭酸ガスの使ったものというのは丈夫にできておりますので、その辺の足踏み式の圧縮機のようなものが必要ないかどうかという質問であります。

それから、2000年問題ですけれども、過日の新聞にですね国が率先して国民の不安をおおるような記事が出ておりました。例えば流通が止まったのために食料品を備蓄しなければならないとか、ここまで大げさに考える必要があるのかなというふうにも思うような、国の国民に対するPRというんでしょうか、だからほんとうにその場になってみないと2000年の1月1日なのか、あるいは2000年の2月29日なのか、9月1日なのか分かりませんが、それでもなってみないと分からないという大きな問題があるようですので、総務課が窓口になるのであれば、即対応できるような態勢を今から講じておいていただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ペットボトルの問題、私の聞き違いだと思いますけれども、ご指摘のとおり非常にがさばるものでありまして、したがってこの容量が非常に大きくなるという問題であります。町で持っておりますタッカー車の収集車は、そのまんま投棄することによって中で圧縮されてつぶされるという仕掛けになっておりますので、タ

ッカー車に投入された時点ではですね、減量化になっているかなあと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

したがって、一般家庭から出される段階ではそのまんまの状態でも支障がないと考えております。

また、コンピューターの問題であります。これは万全の態勢を引いたと言いながら、不測の事態ということも絶対起こらないとは言えないわけであります。

過般も航空会社が2000年問題を想定した実際にテストフライトをやったようですが、結果的には問題なく済んだと。こういう報道もなされたようであります。したがって、私どももさきほどお話し申し上げましたように、委託をいたしております町村会、あるいはまた、それぞれの機器のメーカーの検証を受けて問題がないということであれば、当面それを信じながらですね対応していきたいと。しかし、そうした不測の事態が起きた場合のいわゆるアフターケアというものも非常に大事なわけありますから、そこにそごが生じないような態勢を構築していきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をさせていただきます。11時15分までといたします。

（宣告 10時56分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時15分）

議長（湯浅 亮君） 4番、千葉正博君。

[4 番 千 葉 正 博 君 登 壇]

4番（千葉正博君）

1. 単身者住宅の建設促進について

3番手の質問になってくるので簡単に簡潔に質問させていただきたいと思っております。

単身者住宅の建設促進について町長の考え方をお伺いいたします。

さきほど行われた屈足地域の住宅分譲地、さわやか団地も道内外をはじめ多くのかたがたの反響を呼び、大好評のうちに完売されたことは高く評価されることと思っております。が、最近よく耳にする言葉に単身者住宅が少なく新得に住みたいが、住宅がないなどよく聞きます。本町にも、近隣町より通勤者も数多く見受けられますし、町内企業の雇用の安定と定住促進のためにも、単身者住宅の早期建設をと思い、町長の考え方をお伺いいたします。

[4 番 千 葉 正 博 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

現在、本町で管理いたしております公営住宅は742戸であります。十勝管内では世帯数に占める町営住宅の管理戸数の割合が、一つの村を除くと人口対比では第一位と高

く、また全道的に見ましても管理戸数が多い自治体であるという位置付けになっております。

町営住宅のうち、単身者専用住宅として、新得市街に54戸、屈足市街に8戸の計62戸を管理いたしております。このほか、世帯向きには狭い町営住宅や入居希望の少ない郊外の町営住宅につきましても、単身者のかたがたに開放いたしております。

需要の最も多い3月の申込み状況を見ますと、町外からの転入者を優先して、町営住宅に入居していただくほか、民間の施設を紹介するなど、ほぼ希望どおりに入所されているかと思っております。

最近は、一年を通じて町外からの入居希望がありますが、本人の希望に沿って入居していただいております。現在は町外からの入居希望者で特殊な事情のあるかた以外は、待っているかたはないとみております。

更に、質の高い住宅を希望するかたが近年特に多くなりまして、すべてその期待にこたえることは困難ですので、既存の町営住宅が空家になった際に浴室を設置するなど、住環境の整備に努め入居していただいているところであります。

今後の町営住宅の建設計画は、建替計画に基づいて進めておまして、現在の計画では単身者向きの建設計画はありませんが、しかし今後とも需要状況などをじゅうぶん研究させていただき、また民間住宅の建設促進を含め、状況にあった対策を講じながら、定住促進を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 4番、千葉正博君。

4番(千葉正博君) 今、斉藤町長の業績が一つひとつ表れてきているのではなからうかと。その中の一つとして畜産試験場の整備の拡充をはじめとした、重度障害施設、あるいはまた町内企業においても事業の拡大計画というものはいろんな面に出され進んでまいっております。

そうした中また、斉藤町政の目玉でありますレディースファームスクール卒業生の町内の定住だとか、そういったことを考えますとどうしても単身者住宅の早期建設が望ましいのではなからうかと。このようにも考えておりますので、今一度答弁のほどお願いいたします。

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

町長(斉藤敏雄君) お答えいたします。

過般の決算委員会の折にも定住促進、あるいは住宅問題についてご答弁を申し上げたかと思っておりますが、今役場の庁舎内で企画なり建設課なり関係課です、そういう定住促進、あるいは住宅の問題含めて今後の方向について検討させております。

したがって、今後の状況を見ながら必要な手を打っていかねばならないのかなというふうに考えております。しかし、現在までの経過としては、ほぼ自給関係については比較的円滑にですね、調整をつけてきたと思っております。

しかし今後のことを考えますと、千葉議員からご指摘のとおりそういう事態になるなという感触を持っておりますので、じゅうぶん検討させていただきたいと思っております。

議長(湯浅 亮君) 15番、黒澤 誠君。

[15番 黒澤 誠君 登壇]

15番(黒澤 誠君)

1.施設のダイオキシン問題について

私は、施設のダイオキシン対策について質問いたしたいと思います。

久々の一般質問でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町では、他町村よりいち早くダイオキシン対策に取り組み、ごみ処理施設、また旧ごみ処理場の跡地など町の対応に敬意を表するところではありますが、町の一つの葬斎場より排出している煙の濃度にダイオキシンの心配はないかどうか。少しでも心配があるとするならば、今後どのように対処するのかお伺ひいたします。よろしくお願ひします。

[15番 黒澤 誠君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) お答えをいたします。

葬斎場のダイオキシン対策につきましては、厚生省におきまして平成9年度にそうした問題があつて緊急の実態調査を全国で10の施設で現状の把握をいたし、また引き続き10年度におきましては、更に17施設で調査が行われたとお伺ひをいたしてあります。

その調査結果は、平成10年度の平均値では2.4ナノグラムといわれております。本町の施設を大気汚染防止法による規制値にあてはめて見ますと、昭和60年10月完成をいたしまして、供用開始いたしておりますので、既設炉扱いで10ナノグラム以下の規制値ということになります。

調査平均値2.4ナノグラムと、規制値10ナノグラムの間には大きな幅がありますが、本町の施設もこの範囲内であると考えているところであります。

現在、国において早急に環境対策を講ずる必要がありますが、現段階では法令が未整備のため、基準がない状態であります。今後、調査研究結果を受けて、その対応策が示されるものと思いますので、その際は、その指針に沿って対応していきたいと考えております。

町といたしましては、それまでの間、当面の対応として炉の温度管理の強化、あるいはダイオキシンの発生源となりますプラスチック類や化学製品などが多い、副葬品の自粛というものを呼び掛けていきたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 15番、黒澤 誠君。

15番(黒澤 誠君) 去る7月の国会です、ダイオキシン対策特別措置法が成立されました。2001年からですね、市町村に対してですね排煙、排ガス等規制を厳しくするという報道がなされております。

国では現在、葬斎場のような小さな小型施設に対しても規制を厳しくすると。そういうような報道もなされております。新得の場合ですと、高い煙突から出る排煙ですね、これは風向きによっては住宅地が密集して、そばに1キロメートル程度のところに密集しているところがあります。さきほど町長が渡邊議員の質問に対して、町民の健康を守ると。守っていかねばならぬと、そういうような観点からですね、町民に対してですね、そういう副葬品の棺に入れる副葬品の物をですね、相当町民にPRしていく必要があると思いますけれども、それではどうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいま黒澤議員ご指摘のとおり、平成14年度から一般廃棄物の焼却炉のいわゆるダイオキシンの規制値というのは大幅に強化がされると。こういうことになっております。この葬斎場等につきましては、その利用頻度その他含めて、まだそうした国の法整備が行われていないのが現状であります。しかしながら、住民の皆さんがたがそのことによる健康への懸念というふうなものがあれば、これはやはりそれを除去する努力をしていかなければならないと考えております。

1つ目には、ただいま申し上げましたダイオキシンの発生しやすい物質を使わないという呼び掛けがたいせつだと思っておりますし、あわせてこの炉には1次燃焼と2次燃焼の高処理ができる施設になっておりまして、そうした2次燃焼等ですね、温度管理というものにじゅうぶんこれから先も利用していきたいと。そのことによって、そうした課題を少しでも和らげていくと、そういう努力をしていきたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 8番、斎藤芳幸君。

[8 番 斎 藤 芳 幸 君 登壇]

8番（斎藤芳幸君）

新人でございます、初めての質問でございますので要を得ないところがあるかと思っておりますけれども、ご了承いただきまして、2点につきまして質問をさせていただきます。

1．新規就農者の受け入れをどのように対応しているのか

まず1点目につきましては、新規就農者の受け入れについてお伺いしたいと思います。

新得町の基幹産業としましては農業ですというふうに耳にしますが、本町においてもですね、農業が高齢化になっていくために農業中止、離農と。毎年何件かの農業を離れていく状況にあります。利用跡地が大きな問題点になるかと思うわけですが、今後農業生産を維持していくため、また農業振興を図るためにも既存農家の支援等、新規就農者の受け入れを考えられるわけですが、本町におきまして新規就農者が希望された場合どのように受け入れ、対応していかれるのかお伺いしたいと思います。

2．農道離着陸場の周辺環境整備について

2点目につきましては、農道離着陸場の環境整備についてお伺いしたいと思います。農道離着陸場の目的としては、本来農産物の輸送として農産物の付加価値を高めるために施設ができたと考えておるわけですが、しかし今後、多面的に活用を図るとしてはありますが、万一の事故が起きた場合の事故処理、補償について、またイベント、行事等を行うために参加者のマナーの向上、トイレ、ごみ箱の設置が必要と思われるわけですが、今後とも環境整備をしていただきまして、周辺の農家の迷惑にかからないような配慮をお願いしたいと思います。

以上2点につきましてお伺いしたいと思います、よろしく願いをいたします。

[8 番 斎 藤 芳 幸 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉 藤 敏 雄 君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

本町の農家戸数は昭和50年代の約400戸に対しまして、平成11年には半数程度の約177戸となっております。今後も農業者の高齢化及び後継者不足により農家戸数は減少し、優良農地の放棄が心配されるところであります。しかし、幸いにいたしまして現時点では、農業経営の法人化及び農業経営の規模拡大によりまして、放棄地は発生いたしておりませんが、ただいま斎藤議員のご心配されております現象が将来的に発生することが予想されております。

この対応策として、新規就農者の受け入れは、本町の農業を維持するためには重要な課題であります。特に新規就農者の経営規模・将来の方向性・資金対応など、新規農業者として克服しなければならない種々の問題を抱えているのが実情であります。

町としては、これらの問題を解決するため新規就農希望者には、現在までも、積極的に指導を行ってきたところでありまして、幸い昨年は、広内地区とサホロ地区に2名のかたが新規就農いたしております。今後も新規就農希望者に対し、就農しやすい条件整備を図るため、農業委員会及びJA新得町などの関係機関との連携を図りながら、具体的に新規就農促進を図るための要項等を研究していきたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思っております。

次に農道離着陸場の周辺環境整備についてであります。

ただいまのご質問でありますように私といたしましても、農道離着陸場いわゆる農道空港のスカイスポーツ等の多面活用を図る際に最も心配いたしておりますのは、地域住民のかたがたを巻き込んだ航空機等の事故の問題であります。このため地域住民のかたがたと慎重に協議を重ねてきたところでもあります。その結果、万が一の事故が発生した場合は、農道空港施設の維持管理を全面的に委託をしております西十勝フライト農業公社が、当事者間の損害賠償の事故処理にあたるということにいたしているところであります。この点につきましては、昨年4月、地域のかたがたに説明をし、ご理解をいただいているところであります。

また、その補償につきましても、それ相当額の第三者包括航空保険に加入している航空機等しか使用の許可をしないことといたしております。更に万全を期しまして、航空専門知識を有している地元のかたに、上空の運行管理を委託いたしているところであります。また、スカイスポーツ大会等が開催される場合につきましても、地域住民とのトラブルが発生しないよう、同様に委託する予定といたしております。

次に施設及び周辺環境整備についてでございますが、本年度からはイベント等に農道空港を使用する際は、芝生への車両の乗り入れの禁止、あるいはごみの持ち帰り等、遵守事項を付して許可をいたしているところであります。また、トイレにつきましては通常十数名の利用の際は既設の管理棟内のトイレを利用いただいております。また、イベント等でどうしても大きな、あるいはたくさんの方が集まるといふような場合につきましては、主催者側で仮設トイレ等を設置していただきたいと考えております。

ごみの問題につきましては、持ち帰りを原則としておりますので、今のところは計画しておりません。しかし、今後、多数の来場者が予想される場合は、今後の課題として検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

[町長 斎藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 8番、斎藤芳幸君。

8番(斎藤芳幸君) 新規就農のことをございますけれども、新規で新得にこられた場合、即、農業経営をするということはなかなか難しいと思うわけです。そこで、ある

期間研修をした場合にどのように対応していかれるのかということをお聞きしたいと思
いますし、また、農道空港につきましてはぐるりが芝生といいましても、牧草地になっ
ているわけで、その牧草地が約3ヘクタールぐらいあるわけですが、その牧草地
を酪農家の人に委託して刈っていただいているわけですが、その中に空き缶とか
そういうものが入りますと、草地としての使っていただけないということが難しくなると
思います。それで、ほんとうにマナーを守っていただきたいわけですが、空き缶
等の入らないようにほうとうになんとかこれをお願いしたいわけですが、たまに暴走族
がこられるわけで、それも24時間管理するというにはならないと思えますけれど
も、農家の方がなんか警察署に電話して、その対応しているようですが、その辺
も行政側としてもお願いしたいなと思えます。以上。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 斎藤議員もご承知のとおり、新規就農をする場合には一定ので
すね、新規就農にあたっての農業の経験というものが必要になってまいります。そのう
えで農業委員会が新規就農することについて適当と認めた場合に農地の取得や、あるい
は資金の借入れ、そうした準備態勢に入っていくと、こういうシステムになっていると
考えております。したがって、本町で新規就農される場合は、そうした経験を踏まえて
即、実践といいたいでしょうか、そうしたかたがたを、受け入れをしていきたいと思
っております。

その際には資金の問題をはじめとして大きな課題もあるわけでありまして、新規就農
されるかたがたの、その就農にあたってのいろいろな条件というものもこれまたあるか
と考えておりますので、そうしたものは、各関係機関、協調してそうした指導を申し上
げながら、あるいは、必要な手続の支援をしながら、できるだけ積極的に就農支援を
していきたいと考えております。その際の誘導策として、誘導策をどうするのかというこ
とはさきほど申し上げましたように、今後よく研究していきたいと思っております。

それから農道空港の敷地内にあります牧草地につきましては、地域のかたがたに管理
を兼ねて採草していただいているわけでありまして、そこにご指摘のような空き缶やそ
の他の物が投げられるということは、そうした肥培管理にも重大な影響を与えますので、
今後とも使用許可する際の厳しい条件として、それを遵守していただくというふうな取
り組みをしていきたいと考えております。

また、暴走族というお話であります、私もそうした状況になっていたということは
承知をしていなかったわけですが、そうなりますと、やはり騒音の問題、あるいはその
事故のトラブルというふうないろいろな問題が発生することが考えられますし、場合によ
っては治安上の問題もあるかと考えております。そうしたものをできるだけ排除して
いくというふうなことで、その実態を見極めながら今後にも備えていきたいと思
っております。

議長（湯浅 亮君） 10番、金澤 学君。

[10番 金 澤 学 君 登壇]

10番（金澤 学君）

1 . 国歌国旗法の成立をうけて町側の対応について

まず2点についてお伺いしたいと思います。

第1点目は、国歌国旗法についてであります。

先の国会において国歌国旗法が成立いたしました。新得町では町及び小中学校の公式行事において、現在の実施状況はどうなっているのか。また国、文部省より指導通達があった場合、どのような対応をするのかお聞きしたいと思います。

そもそも、国歌を斉唱し国旗を掲揚するということは、日本人としての自覚や誇り、そして国際化が進む中で、諸外国との国家間相互の主権を尊重する態度を育てるといううえで非常にたいせつなことだと思います。しかしながら、先の大戦で軍国主義に利用されたという事実もあり、不快感を持つ人々もいますし、また教育現場において強行に実施するとすれば混乱を招くことにもなりかねません。町としては臭い物にふたという態度ではなく、き然とした態度でしっかりした方向性を打ち出してほしいと思います。所見を伺いたいと思います。

2. 2002年のサッカーワールドカップの公式キャンプ地誘致について

次、2番目です。サッカーワールドカップの公式キャンプ地についてお伺いをいたします。2002年ワールドカップの公式キャンプ地に立候補するという報道がなされました。現在、道内から網走、北見、室蘭、夕張、栗山町、七飯町、そして帯広などが名乗りを上げております。道東のこんな小さな町がオリンピックをしのぐ世界的スポーツイベントにおいて、新得町を日本中世界中にアピールする絶好の機会です。先日オープンいたしましたサッカー場の有効活用、そしてスポーツ合宿の町を象徴する新得町を売り込まない手はないと思います。クリアしなければならない条件は、あると思いますが、町民に大きな夢を与えるためにも、ぜひ誘致活動を本格化してほしいと思います。現在の進捗よく状態はどこまで進んでいるのか、また、本当に誘致できる可能性はあるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

[10番 金澤学君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) お答えいたします。

国歌、国旗の現状についてですが、国歌につきましては行事の形態などにもよりますが斉唱している場合と町民憲章等の唱和に代えて行っているときもございます。また、国旗につきましては、町の主な公式行事、開町記念式典、功労賞贈呈式、敬老会などで掲載をいたしているところであります。

今後の取り扱いにつきましても、従来どおりの対応で進めていきたいと考えております。国などからの指導につきましては、従前同様強制するものではなく、扱いは各自治体に任ずとされているところでございます。なお、学校関係並びにサッカーのワールドカップキャンプ地の誘致問題につきましては、教育委員長から答弁をさせていただきたいと思っております。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 教育委員長、高久教雄君。

[教育委員長 高久教雄君 登壇]

教育委員長(高久教雄君) 金澤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

1点目の町内小中学校の儀式における取り扱いの現状でございますが、学校における指導は従前から、学校教育法に基づき文部大臣が定める学習指導要領の中で、国を愛する心を培い、世界に信頼される日本人を育てるために、児童生徒が我が国の国旗国歌の意義を理解し、諸外国の国旗国歌も含めこれを尊重する態度を身につけることができるようにすると定められております。児童生徒に対する指導にあたっては、教職員の理解の下に、適切に行われるよう指導すること。という北海道教育委員会の通知に従い、各学校長などを通じて適切な指導を要請してきたところでございます。

現時点での国旗掲揚については、卒業式、入学式において町内の小中学校で実施されておりますが、国歌につきましては理解が深まっていないことから実施に至っておりません。

2点目の文部省からの指導があった場合の対応についてでございますが、今回の法律の施行によって、例年の慣行が法律によって位置付けられたということであり、文部省はこれまでの指導に関する取り扱いが変わるものでなく、精神的な苦痛を伴うようなかたちでの指導をするものでもないとの見解を示しており、教育委員会といたしましても、教育現場での混乱を避けるべきであり、理解を深めながらの指導が望ましいと考えておるところでございます。

今後、文部省が、指導の在り方などを学校現場向けに分かりやすく解説をし、資料も作成、配布することになっておりますので、これらの資料を参考とするとともに、北海道教育委員会の指導に沿って適切に指導してまいりたいと考えておりますのでご理解のほどをお願い申し上げます。

2点目の、次のワールドカップの関係でございますけれども、2002年にワールドカップサッカー公認キャンプ候補地誘致についてのご質問にお答えをしたいと思います。

2002年の平成14年に日本と韓国で共同開催されますワールドカップサッカーに合わせ、北海道サッカー協会が公認キャンプ候補地を募集中でございます。

もし公認キャンプ地として参加チームが使用することになれば、世界中に新得の名をPRできる機会となり、サッカーファンをはじめ多くの青少年にも大きな夢を与えることができ、地域活性化の面でも期待されるところでございます。新得町としては、去る9月21日公認キャンプ候補地として立候補、現在、協議を進めておるわけでございます。この後の日程については、ワールドカップ日本組織委員会が明年9月までに順次候補地の視察等を行い、正式に公認候補地としての国内約100か所を認定し、参加チームに公開されると伺っております。

募集要項上の望ましい候補地の条件と、スポーツ芝生広場の現況を比較いたしますと、芝生に関してはほぼ条件を満たしていると思われませんが、「夜間照明の明るさ」、「シャワーやトイレの設備」など、施設の課題もございますので、町議会をはじめ関係者のご理解とご協力をいただきながら、最低限の条件整備を工夫しなければならないと考えております。加えて、町財政も厳しいことを踏まえ、できるだけ経費をかけずに公認候補地の実現に向けて検討を加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

[教育委員長 高久教雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 10番、金澤 学君。

10番(金澤 学君) まず、1点目であります。現在の実施状況では、国旗の掲揚は学校においてですね、100パーセント、国歌斉唱はなしということでありませぬ。

文部省の調査でですね、今年春の実施数、全国ではですね、国旗掲揚は98パーセント以上、国歌斉唱は83パーセント以上という数字が出ています。本町において国旗掲揚は100パーセントとしても、国歌斉唱がゼロということは、あまりにも数値が開きすぎております。この点についてお伺いしたいと思います。

またですね、2点目、ワールドカップの誘致でありますけれども、いろんな条件がサッカー協会から出されていると思いますけれども、その条件も具体的にはどのようなものなのかははっきり説明していただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） お答え申し上げます。

まず1点目の国歌の状況についてでございますけれども、ご指摘のとおり、全国ではですね、たいへん高い数字になっております。また、北海道的に申し上げますと全国レベルまでにはいってないというような状況でございます。取り分け国歌君が代の斉唱につきましては、全国的にも低いレベルというような状況になっているわけなんです。委員長の答弁の中でも申し上げましたけれども、やはりかたちだけとっても子どもたちが一定程度理解をしているのかどうかということが問われる部分ではないかと思っておりますし、そういったことを考えていきますと、できるだけ先生がたにも理解をした中で進めていくというのが、賢明な進め方でないかと思っております。

そういった面で見えていきますと管内的にもたいへん厳しい状況にあるというようなことでありまして、私ども指導を進めているわけでありまして、とにかく、現場での混乱といいますか、そういった部分について配慮をしながら進めているという状況でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それからワールドカップの候補町での条件的なことでございますけれども、大きく分けると、施設面と宿泊面ということになるかと思っております。

施設面で申しますと、今、課題かなというふうに抑えておりますのは、照明設備の明るさの面がひとつにはございます。これは道内的にも照明がある施設もありますし、ない施設もあるというような状況もお聞きをしているところであります。それからコート数につきましては2面以上というようなことでございますので、これについては問題はないなと思っております。それから、雨天時の練習施設の問題がございまして、これはトレーニングジムのことも含めてですね、工夫をする必要があるかなというふうに思っております。

また、附帯施設的に見てまいりますとシャワールーム、あるいは便所という設備上の問題、これについては一定数の数が必要だということでございますので、本町の場合ない施設もございまして、いろいろ管内、道内のいろんな施設の状況等もですね、この後、調査をしながらどういうかたちがいいのかということを検討をしてみなければならぬというふうに思っております。

それから練習にあたりましては、非公開練習というのが行われるということでございますので、この対応をどんなかたちとするかというのもひとつの課題になっております。塀を造って遮へいをするのか、あるいは一定程度、道路上での交通遮断をした中で考えられるのかどうか、この辺でもひとつ工夫をする必要があるなというふうに思っております。

それから宿泊施設関係につきましても、一定程度の規模が必要でありますし、また、その国によりましても、政府が来てですね、料理そのものについても調理場を使ってと

いうケースもありますので、そういった部分での検討なんかもですね、施設側との相談が必要だというふうに思っております。

また、料金的な面でもですね、これから詰めていかなければならないと、そういうふうになるのかなと思っております。いずれにいたしましても、施設的な条件それぞれ調査をしていただいて、候補地と決定されてですね、登録をされて一冊のリストに載ったとしましても、出場する国がお客さんになってもらえるかどうかというそういう部分もございまして、かなりまだハードルと言いますか、けっこう課題は多いかなというふうに思っておりますけれども、できるだけ経費をかけない中でなんとか実現できないかということではがんばってまいりたいというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 10番、金澤 学君。

10番（金澤 学君） まず1点目であります。私も教育現場でですね、強行に実施すれば混乱を招くということは容易に予想がつきます。ですから、じゅうぶん教職員組合と根気よく話し合いを重ねて、なるべく穏便に実施していただきたいと思っております。

まず2点目であります。フランスのエクスレバンという町ですけども、これは2年前に日本の代表チームがキャンプ地を張った場所です。それまで日本人のほとんどが知らなかった町でありますけれども、それ以来、日本人の観光客がたいそう押し寄せているということでもあります。誘致しますと、多額の経費がかかるとは思いますが、こんな小さな町でもやればできるんだと町民に夢と希望を与えるためにも、ぜひとも誘致活動を本格的にやっていただきたいと思っております。以上です。

議長（湯浅 亮君） 以上をもって午前の部を終わらせていただきます。暫時休憩をさせていただきます。1時からということで、ご理解をいただきたいと思っております。

（宣告 12時02分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 13時00分）

議長（湯浅 亮君） 11番、石本 洋君。

[11番 石 本 洋 君 登壇]

11番（石本 洋君）

1. 介護保険不安と焦燥

介護保険実施まで後6か月と迫りました。町担当者におきましては円滑な制度発足に向け鋭意心を砕いているものと存じます。しかしながら介護保険への不安、焦燥も高まりつつあります。そこで幾つかの点について町長の所見を承りたいと存じます。

まず、第1に、保険料についてであります。本年おおむね約2千850円という額が出るという伺っており、また6月には3千500円という額も示されております。しかし一般町民には一切霧の中で保険料の額が知らされているわけではありません。最終的な額は町議会で決めるとしても、早めにおおよその金額が知らされるというのも、町民に対する親切ではないのでしょうか。公開した金額よりも高くなったときのことを恐れて

いるのかもしれませんが、なんでも町民に知らせるといふ勇気のほうがたいせつなのではないでしょうか。

第2に認定作業についてであります。介護認定は介護認定審査会において認定するわけですが、普通40日はかかると言われております。そうしますと、今すぐにも介護を受けたいという要介護者は少なくとも、30、40日たたないとサービスを受けられないこととなります。その認定期間をできるだけ短縮するために考えていることはないでしょうか。

第3に介護関係施設のことです。昨年8月時点で療護施設の設定で地元医師から打診があったのではないかと存じますが、私たちも文教委員会の中で、論議をしたことがあります。当時はかなりの数のベット枠があり、相当数獲得可能な時期ではなかったかと存じます。現在論議されております12床が適当な数であるかどうかはともかく、いっそうの努力を望みたいところであります。また、老人保健施設は広域的に芽室町の施設を活用とのことでありますが、療養型病床群と並置することはできないかどうかお伺いいたします。

第4に認定外要介護者対策であります。要介護、要支援認定されたものについては、申請から認定まで多少の時間がかかっても、いずれはサービスを受けることができますが、認定外になった場合は家庭事情にもよりますが、お先真っ暗な状態となります。そのようなかたの支援について、どのように考えておりますかお伺いいたします。

第5に財源対策であります。普通に考えれば介護保険は保険料、利用料と国庫負担、道費負担、町費負担で賄われるわけですが、施設の整備、機械器具の整備等にはじゅうぶんな国等の給付はないと思います。また、介護保険の普及、啓もうにはそれなりの経費がかかると考えられます。更に、第1号被保険者の健康保険税上乘せ分の不納分、及び第2号被保険者の収納率との差額部分は町負担となります。町はどのように対応していこうと思っておりますか。

第6に介護要員対策であります。介護保険が有効に機能するかしらないかは、要員確保のいかにかかってくると存じます。介護支援専門員、保健婦、ホームヘルパーその他の確保について、どのようにお考えでしょうか。特に保健婦については、重要な役割を果たすものと考えますので、早急に増員配置されることを期待したいと存じます。民間活力を利用するという考えの中に、人件費節減のみが先行するというものがないように望むものであります。

第7に、介護サービス評価体制の整備についてであります。介護サービスを行ってもやりっぱなしではいけないと存じます。その分、その介護が適切で効果があったかどうか、非介護者がじゅうぶんな満足が得られたかどうかラストライフを彩るにふさわしい生活であったかどうかチェックする必要があると存じます。このチェック体制についてはどのようにお考えでしょうかお伺いいたします。

最後に介護保険に注目するばかりに、一般診療に対する認識が薄れていくような感じがいたします。申すまでもなく、だれもが介護を受けたいと思っているわけではありません。常に健康を維持し自分の体に関心を持つことがたいせつであります。予防的に病院にかかりたいときもあるわけでありまして、そのようなときに地元の病院にかかりたいというのが人情であります。

6月議会で高橋議員から町立診療所の設置をというご意見がありましたが、私も同感であります。現在ささやかれている医療問題も究極は、医療機関のサービス意識の欠如

からくるものと存じます。町長の医療に対する方針が的確に医療施設に浸透するためには、現状では町立にせざるを得ないのではないのでしょうか。町が将来1万人の人口を回復しようとするならば、町立診療所の設置は避けて通ることはできないと存じます。介護保険を成功させるためにも、医療の充実が必要であると思います。町長の決意をお聞かせください。

[11番 石 本 洋 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉 藤 敏 雄 君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

まず保険料の額につきましては、3月の定例会の執行方針におきまして、当時の情報をもとにいたしまして、大枠で起算した額として、3千500円程度と申し上げ、また6月定例会の一般質問に対しましても、3千500円がひとつの目安になると考えていると申し上げたところでございます。

保険料は介護サービスの水準により額が増減いたすわけではありますが、本町では現在、介護サービスの目標を定める介護保険事業計画を策定中でありまして、各種のサービスについて種々検討いたしているところであります。これらのサービスの水準で試算したところでは、3千円を切る保険料を想定いたしております。なお、最終的に額が決まるのは、介護保険事業計画が策定される年明けころの見込みとなります。

2点目の要介護認定審査についてであります。来年4月の介護保険制度スタートと同時に介護サービスが円滑に利用できますよう、いよいよ10月より要介護の認定作業を開始いたすことにいたしております。

作業の混乱を避けるため、まず最初にホームヘルプサービスなど、現在の町の福祉サービスを受けている在宅のお年寄りのかたを対象に順次申請を受け付け、町の保健婦などが訪問調査を実施し、認定審査を行うことといたしているところであります。その他のお年寄りのかたがたにつきましても、適宜申請の受け付けを行い、来年の3月までには認定審査を終了させることとしております。また、特別養護老人ホームや保健施設に入所されているかたにかかる訪問調査につきましては、関係の入所施設に調査を委託し来年3月までに認定を終え、4月からの制度スタートに備えることといたしております。4月以降の認定作業につきましては、随時申請を受け付け、認定作業を行うこととなりますが、介護サービスを必要とされるお年寄りのかたがたが、1日でも早くサービスが受けられますよう訪問調査の迅速の処理など認定期間の短縮に努めていきたいと考えております。

第3点目の介護サービスを提供できる施設についてであります。療養型病床群の確保につきましては、地元でのサービス提供に向け努力をしていきたいと考えているところであります。

また、老人保健施設につきましては、芽室町の「りらく」が西部十勝の広域的な利用施設として位置付けられておりまして、併置については困難と考えております。

4点目の要介護認定におきまして、介護サービスの対象外となったかたがたへの対策についてであります。現在、施設に入所されているかたにつきましては、5年間の経過措置があり、引き続き施設サービスを受けれることができることとなっております。

しかし、現在、ホームヘルプサービスや、デイサービスなどなんらかの福祉サービスを受けられている在宅のお年寄りのうち、介護サービスの対象外となるかたに対しまし

ても相当数想定されますので、介護の予防や生きがい対策の観点から、必要な福祉サービスについて検討してまいりたいと考えております。

5点目の介護保険事業における財源対策についてであります。保険料を仮に国が示している2千800円程度のサービス水準で試算をいたしますと、介護費用に対する町の負担割合は12.5パーセント分として、その額は5,000万円程度の大きな負担となりまして、この財源につきましても、介護保険法の定めにより、町の一般会計で負担することとなります。

このほか、ただいまご指摘のとおり、介護保険料関係における町の負担なども予想されるところであります。

いずれにいたしましても、保険者である町といたしましては、介護保険制度を運営していく中で生じる課題についてはじゅうぶん研究をし、必要なものについては国や道に対して改善を求めるほか、介護保険会計の健全な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

6点目の介護要員対策の状況についてであります。要介護の認定にかかる調査員につきましては、町の保健婦5名のほか、臨時の保健婦で対応することといたしております。

また、介護サービス計画、いわゆる「ケアプラン」の作成につきましては、介護支援専門員の資格を有したものが行うこととされておりますが、この資格を有するものは、町の保健婦4名のほか、町内の施設関係者、NPO法人関係者など8名ほどがあり、要介護の認定を受けたかたの相談などに対応ができるものと考えております。

なお、サービス提供に関する事業者は、社会福祉協議会、やすらぎ荘、NPO法人が予想されておりますが、人材の確保は可能だと考えております。

7点目の介護サービスの評価体制であります。介護保険制度に対する不安のひとつとして、いわゆる「負担あって介護なし」とよく言われているところでもあります。ご質問の趣旨は、このようなことがないよう、人材を含めた介護サービスの質や内容について評価をし、良質な介護サービスを確保提供できるしくみを整備すべきでないかとのご意見と思っております。

私ども介護保険事業を執り行う保険者としても全く同じ考えであり、被保険者に対して、質・内容の充実した介護サービスを提供することは最もたいせつな使命と考えており、その取り組みの一つとして、芽室、清水と本町の3町の共同で、被保険者に対する円滑なサービス提供体制の整備や、サービスの質の向上を図るために、サービス事業者との連携、情報交換を行うなど組織の設立について検討していくことといたしております。

なお、介護保険サービス事業者であります地域福祉サービスの中核として重要と考えております社会福祉協議会には、町といたしましては、専任事務局長を10月1日付けで配置をいたしまして、体制の強化を図っていきたいと考えているところでもあります。

町内ボランティアをはじめ、サービス事業者との連携にも努め、お年寄りのかたがたの地元での生活に対する不安やトラブルが生じないように、円滑に準備作業を進めていくべく万全の体制で臨んでまいりたいと思っております。

最後に、地域医療に対する認識が薄れていくのではないかとありますが、地域医療制度は大きく変化をしてきており、診療所は急性期の患者の一次医療を担い、病院が入院治療を担うなど、病院と診療所が機能を分担し合ういわゆる病診連携の考え方が進んでおります。また、患者側にも病院志向が強まっておりますことは、石本議員も

ご承知のとおりかと思えます。このような診療所を取り巻く情勢の変化を考えたとき、本町の地域医療はいわゆる病診連携のもと、広域での医療体制を進めるのが、今はベストの道と考えています。

医療については住民生活に密接な問題として、また本町の最重点課題のひとつと考えており、引き続き町民のそうした不安解消に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 11番、石本 洋君。

11番(石本 洋君) 各項目にわたって詳細にご説明いただきましてありがとうございます。そこで1番目の保険料の関係でございますが、近隣ですね、清水、芽室の保険料が、どのように額が設定されているかということも把握されていると思うわけですが、新得町の保険料と比較をいたしまして、どのようなかたちになっているかということをお伺いをしたいと思えます。できればですね、この3町の保険料を統一することはできないものかどうかと。例えばですね新得から芽室に行く、芽室から新得に来るということによって、それぞれ保険料が上下をするということは、たいへん好ましくないわけですし、それから人口移動ですね源になるような感じもするわけでありませう。新得は非常に安いからいいよと言うんならいいわけですが、たいへんサービスが行き届いている町でございますので、どうしても保険料が高上がりになるだろうというような感じもいたします。保険料については、そういうことですね。

認定審査の関係については3町でこうやるわけですからあれですが、それぞれに町長今、お勧めになったように在宅者だとか老人ホームの人たちについて事前にいろいろと調査をしていると。こういうことでございますけれども。

こういった時間短縮を図るうえでですね、実は社協のお勧めもありまして、土曜の日に帯広に行って福祉機器の展示会を見てまいりました。そうするとそこですね、それぞれの調査員がパソコンを持ってですね、センターと常時連絡がとれるような器具が出ているということで、たいへんいいなと見てきたわけですが、そういったようなかたちですね、調査員あるいは看護ヘルパーにそれぞれそういったようなパソコンを持たせることができないのかどうか、将来的に。というような感じがいたします。

それとですね介護認定前の関係、暫定入所については、介護保険の制度の中でもあると思うわけなんですけれども、要するに特養に空きスペースがなければそういうことも出てこないわけですよ。それで介護保険の対象になるのは特別養護老人ホームについてはそうですけれども、普通の養護老人ホームだとか、ケアハウスについてはそういうのではないわけですよ。ですから将来的に特養が窮屈になって一般の、いや、特養が空きスペースがだんだんできてきてですね、普通の養護老人ホームだとか、ケアハウスのほうが今度は窮屈になってくるというような流れが出てくる恐れがあるんじゃないかというような感じもするわけです。ですから、そういったような実際面の多寡の調整をどのようにされるのかなという感じもいたします。疑問があるわけですね。

3番目に施設の関係でございますけれども、第6期総合計画の中でケアハウスの建設ということがうたわれているわけなんですけれども、こういうふうに介護保険が進行してくると、特養に入れられない人たちの受皿として、ケアハウスというのがたいへん重要になってくるわけですが、6期総合計画のケアハウスも早急に建設する必要があるんじゃないかと思うんですが、そういうような見通しですね。たいへん細かくなって申し訳ありませ

ん。

次に、特養についてはさきほどお話しありましたように5年間の猶予があるわけなんですけれども、将来の転居先としての養護、軽費等の老人ホームの不足問題、ただいまお話ししたわけなんです、そういうものの改築としてですね、改善策として例えば養護老人ホームについての建設には、従来は認可制だったです。今回それが届出制に変わったという話も聞くわけなんです、もしそういうふうになったと仮定すると、町では現在の養護老人ホームを増築するという可能性が出てくるのかなというような気もするんですが、その辺いかがでしょうか。

次に4番目の認定外要介護者対策でございますが、介護手当が新得町で独自に出されているわけなんです。今年の3月の、今年度予算の編成の過程で、この廃止の問題が出ていたよというようなことを話をちらっと聞くわけなんです、認定外要介護者については、自立と判定をされてもなかなか家族の者がそれなりに介護をやっていくという場合があるかなと思うんですが、そういう例がなければいいのですが、今後、介護手当の継続についてもですね、進めていただきたいなと思いますし、自立と判定されてもホームヘルパー派遣の必要性のあるところについては、ホームヘルパー派遣の継続が望めるのかどうかお伺しておきたいなと思うのね。

それから、財源の対策については、さきほどの答弁は大体町側の町の関係です、ところが民間活力を活用するというので、NPOもそうなんですけれども、わかふじ寮だとか、そういうようないろいろな団体にがんばってもらって、社協もそのひとつになると思うんですが、そういうところに助成をする考えがあるのかどうなのか、多分町ならできるけれども、一般のあれならできないというところは人件費の節減だよということになりかねないわけなんです、それは民間施設に対する助成の必要性があるときには、助成をする気持ちがあるのかどうか。それから国民健康保険税に上乘せする、さきほどもお話ししましたが、上乘せをする、あるいは第2号被保険者、第1号被保険者が不納になった。例えば倒産して納められなくなったなんていうようなときには、当然、収納率が低下しちゃうんですね。第1被保険者についてはそういうことがないかなと思うんですが、事実としてはあるわけなんです。そうするとこれは町の負担になってしまいますよ。そういうものに対するその対策というか、更に言えば国民健康保険税の収納率というのが低下してしみますから、国民健康保険税制度そのものの財源対策も必要になってくるよというような不安があるわけなんです。ですから収納率が低下することについての対策もさることながら、現実に恐らく不納欠損というものが多く出てくるのではなからうかというふうに思います。

それから、6番目に介護要員対策でございますけれども、さきほどのお話しですと介護支援専門員、有資格者がそれぞれの施設に配置されていて、じゅうぶんぐらいだということなんでございますけれども、役場としては、一人、最低ひとりおればいいわけなんですけれども、何人あったら、さきほどお話しあったんですが、聞き漏らしましたのでお伺いしておきたいんですが、何人なのかと。

それから保健婦の関係ですが、さきほどたしか保健婦5人のほかに臨時的保健婦という話だったんですが、私の聞いているところでは、正規の保健婦4人で臨時的保健婦が2人と聞いておりましたけれども、いずれにしても、臨時的保健婦がいるということは間違いのないわけなんで、そういう面の保健婦の身分保障という面からいって、職務の内容からいってそれでいいのかな、どうかなという疑問を持っているわけですし、そうい

うその臨時の保健婦という制度があると、将来的にそれが拡大していくおそれがあるなという心配を持っております。

次に介護評価体制の整備でございますけれども、こういったかたちの中で苦情の問題というものも出てくるでしょうし、それからニーズの把握というものも出てくるわけなんです、そういうものは町の担当、あるいは社協、そういう面で10月1日から社協も体制整備をされるということでありますからいいんですが、更にですね、オンブズマン制度、民間のオンブズマン制度といったようなかたちでですね、客観的に介護評価ができるような道が開けないのかどうかというような感じがいたします。

最後に診療関係でございますけれども、ご説明があったように最近の医療機関は緊急診療とそれから慢性の病気を中心とした診療機関というふうに分解していくというふうなことであります。しかしその中で、地方医院として親しみやすい病院、そういった先生との付き合いというものがだんだん薄れていくのかなという感じもないわけではありません。そういう意味で信頼される医療機関というものは、これから確立されていかなければならないと。そういう意味で本当は町立病院、診療所ということが出てくるわけなんです、こういった信頼される医療機関の育成についてですね、どのようにお考えになっておられるのかなということも、この機会ですのでお伺いしておきたいなと思います。以上です。

議長（湯浅 亮君） 質問者のたいへん細かな筋の説明を求めておられますので、暫時ここで、休憩をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

（宣告 13時29分）

議長（湯浅 亮君） それでは再開いたします。

（宣告 13時30分）

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） それではお答えをいたしたいと思っております。

まず保険料の問題であります。保険料の問題は、これはその介護サービスを提供する中身で変わってくるわけですね。それからもう一つは、介護サービスを受ける利用率の問題ということでも変わってくるわけでありまして、したがって、今、介護保険料そのものについてはまったく公表されておられませんので、したがって私どものほうといたしましては、近隣町村も含めて、どういう料金の設定になるかということが実は把握できない状態であります。

いずれにいたしましても、この介護保険料の設定にあたっては、やはり国なりですね、強い行政指導というものも働いてできるだけ安い料金でスタートをさせたいという国の願いがあるようであります。したがって、私どもも一時的にいくらだいくらだという質問がありましたので、当時の時点で考えられる額として申し上げたわけでありまして、それが今の段階としてはさきほどご答弁申し上げましたように、大幅に下がる見通しと。そこからスタートさせていきたいということになるかと思っております。したがって近隣町村も含めて、料金水準というのはそんなに高くない数字で設定されていくのではなからうかと、そのように想定をいたしております。

それから次に、認定申請から時間の問題だったかと思います。これは申請があった場合には30日以内に認定をしなければならないと。こういうことになっております。したがって、急を要する、いわゆる急ぐ、そういう該当者が出た場合には、これでは間に合わないわけでありませう。

そこでその特例措置といたしまして、この認定を受ける前に介護サービスを受けざるを得ない状態になった人が認定を受けた後、さかのぼってですね、その費用を保険から負担をすると、こういう特例措置が働きますので、したがってそうしたケースが出た場合については、そんなに大きな影響を与えないでですね、スムーズに介護サービスが受けられていくのではないかとそのように考えております。

それから、ケアハウスの問題も、従前からの課題でありまして、私どもも、これからの課題としてこれを受け止めておりまして、今後、どういう方向を目指したらいいか、なお詰めてまいりたいと考えているところであります。

それから看護ヘルパーにパソコンをとのお話でございました。一挙にパソコンを駆使するまでには時間を要するかもしれませんが、まさに時代の流れでありますので、そうした方向を目指す努力をしてみたいというふうに思っております。

それから、特養の入所率と養護の入所率の問題がございましたが、これは石本議員ご指摘のとおり、差が出てくるということはある話でありまして、これは養護老人ホームと特別養護老人ホームのおかれていますですね、制度上、制度が違うわけでありまして、そうした面では、ある意味ではやむを得ないものもあるのかなと考えております。

それから養護施設の問題であります。いわゆる老人ホームの問題だと思っておりますけれども、これは、たしか増築するには、国の補助金が働かなかつたかと記憶しております。最近、制度が変わったかどうか分かりません。当面は現状で様子を見ていきたいと考えておりますが、将来的にですね、そういう入所者の待機が相当数出てきてですね、そういう面で住民生活に支障が出るとすれば、それはやっぱり将来の課題になってくるのではないかと考えております。

それから認定外の介護の問題に絡みまして、介護手当の見直しをするのかどうかというお話でありましたが、これはやっぱり介護保険サービスが提供されたあかつきにはですね、いわゆる一部見直しをしなければならないところが出てくるのではないかと。これはやめてしまうということではなくて、その制度に矛盾を生じない範囲で見直しを図っていきたいというふうに思っているところであります。

それから財源の問題にかかわりまして、社協に対する町の支援とこういうお話でありました。これにつきましては、社協で必要とする管理費、相当分の費用の負担分は現段階でも町が行っておりますし、また、社会福祉協議会がその介護サービスの事業者としてサービスを提供するということになりますと、1割の使用料というか利用料も入ってくるわけでありまして、そういうものもにらみながら、財政措置をしていきたいと思っております。

それから、保険料の収納率の問題がございました。私どもも収納率についてはいろいろと住民の負担が増えるわけでありませうので、心配をいたしております。しかしこれは保険制度でありまして、ある意味の相互扶助といえますかそういうふうな意味合いもあるわけでありませうので、ぜひともやっぱり制度についての理解を求めながら、収納を確保していくというのが私どもの責務だと考えております。これは保険料でありまして、税とは違いませうので、いわゆるその滞納処分等ですね、強制的な執行はできないわけ

でありますけれども、ぜひとも収納率の向上に努力をしていくしかない、そのように思っているところであります。

それから介護要員の問題がございました。本町では現在5名の職員の保健婦の配置をいたしております。そのほかに臨時の保健婦1名という体制であります。確かに新しいサービス事業が出てきて、あるいは認定作業等含めて、訪問調査等含めて、保健婦にも、その仕事のウエートがかかっていくというふうに考えております。であれば増やせばいいのではないかと、こういうことだと思っておりますが、今、やはり人件費というのは経常経費その他と並んでですね、どう抑制を図っていくかということは私どもにとって非常に大きな課題でありますし、頭の痛い問題であります。やはり現場が困らない程度に、その辺の調整をしていく必要があると考えております。私は基本的には、人が先に歩きではなくてですね、やってみてですねどこが困るのか、それを見極めてからその次に次善策を講じていくと。こういうふうにしていくべきだろうと考えております。

オンブズマン制度の問題がございました。これはさきほど申し上げましたように、そうしたサービスを提供した事務のですね評価に対して、どうしていくかということは、西部3町の広域で認定作業を行うわけでありまして、その裏打ちとしてですね、広域連携の中で、そうした体制をどう構築していくかということのをこれからの課題にいたしております。道内の先進的なところでは、たしか北空知だったでしょうか、自発的なオンブズマン制度とはいいませんが、そういう認定その他にあたって、住民苦情処理をする独立した機関を制定したようであります。そういうふうな先進的なものがこれから先どういうふうに関能していくかというふうなことも見極めていきたいと思っておりますし、特別にそのオンブズマン的なかたちでなくて、やはり西部3町がうまく協調していける体制を、この際作り上げていきたいと思っているところであります。

最後であります。町立病院をと。石本議員の持論でありまして、私も決してそれを否定するものではありません。しかし、本町の今おかれている医療というのはすべて開業医体制であります。そこで、町立病院というものをですね、今この時点で考えた場合に、それは与える影響というものを非常に大きなものがあると同時に、今いっしょうけんめいこの地域医療にがんばっていただいている先生がたの将来に向かって、やはり継続していてもらいたいと考えておりますし、また町立病院といえども、しょせん人であります。したがってオールマイティのですね、医師を町立病院の中に確保するということが極めて至難の業であります。

したがって、私は今本町がおかれているそういう開業医体制というものを、将来に向かってよりいい方向にいくようなですね、対応をしていきたいものと考えているところでありまして、ご理解をひとつ賜りたいと思っているところであります。

介護保険の認定から外れた人に対する対応ということでありまして、これもさきほどのご答弁で触れたかと思っておりますけれども、これも当然そうした人たちに対してサービスを提供することを講じていかなければならないと考えております。その際にはですね、介護保険の認定を受けて、しかも保険料負担をしてですね、そして介護サービスを受けると、そして最終的に認定にならなかった人と同じ水準で取り扱うわけにはいかないのではないかと。認定から漏れた人については、多少負担をですね高めてサービスの提供をしていくというシステムを、今後検討していきたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 質問者も細かく具体的に質問されておりますけれども、答弁者も具体的に答弁されておりますので、簡潔にお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 11番、石本 洋君。

11番（石本 洋君） 本当は議会の中に介護保険特別委員会でも作ってやるといいんでしょうけれども、そういう機会もありませんので、どうしても、こう細くなっちゃうわけでたいへん申し訳ありませんが、そこで保険料の関係で、今いろいろとお話をいただいているわけですが、言ってみれば各町村でサービス内容が違うから料金もそれぞれ変わるんだよということになるわけなんです、6月の時点で3千500円と言ったのが3千円を切るような線で考えていきたいということですよ。ですからそういうように弾力的に考えることができるとするならば、3町で話し合っただけで統一料金というものも作る可能性があるのではないかなと。更に突っ込んでいきますと、例えば本別、足寄、陸別でやっている介護保険についても、広域連合ですか、そういうようなシステムの中で、将来的に考えていくことができないのかどうかと。ひとつの問題点としてこう上げておきたいと思います。

次に認定申請の関係では、町もいろいろとPRもされているんですが、現実問題として町民の皆さんピンとこない面があるんだろうと思うんで、調査員にパソコンと言った面と、また逆に町側も介護保険の解説ソフトですね、例えば役場、支所、保健福祉センター、公民館、そういったようなところでですね、解説ソフトが直ちに出るような装置を設置をしておいて、介護のところをぼんと押せば介護保険の解説が直ちに出ると。それに合わせて言えば、観光なら観光、医療問題なら医療問題という、ぼんと押せば出てくるよという、これからのメディアを利用したPR装置というものがこれから導入する必要があるのではなかろうかなという気がします。

この機会ですからもうひとつ。更に施設の関係でいいますと、保健福祉センターが出来てから約1か月たちました。そういうかたちで私もいろいろな関係あってほぼ毎日あそこに顔を出すことがあるわけなんです、上のリフレッシュルームですか、あそこに行きますと、若い女性のかた、30代の女性のかたがね、いっしょうけんめいやっている姿をこう見るわけで、それはそれでたいへんほほえましいわけなんです、ただ、残念なことに老人だとか障害者の姿が余り見えないと。要するにあの保健福祉センターは町民の健康を維持し健やかな人生を送ってもらうための、こう造っているわけですから、できれば料金が200円かかるということについての抵抗感がまだあるのかなという感じがしますんで、ただ、これは設置するときにはいちおう質問として言っているわけなんです、あえて言わないわけなんです、将来、無料ということを視野に入れながら、ひとつ利用状態を調べていただきたいなとこのような気がいたします。

それから認定外要介護者対策については、家族介護につきましては、有資格者、その介護にあたる人が有資格者であれば、介護保険からの支払いをしますよということなんですけれども、だいたいそういうところで介護の資格を持っている人なんていうのはほんとうにいるかなどうかという感じがしますし、仮にこれから取ろうとしても介護にいっしょうけんめい努力する余り、そういう講習会にも出れないといったことになろうと思うんで、そういう人に対する介護手当というのは、ぜひ将来ともに考えていただきたいものだなというふうに考えております。

それから介護の評価体制についてもいろいろとお話がありました。終戦直後は国民の最低限度の生活を保障するという面から、今は人間らしい快適性を保障するという時代になってきているわけでありまして、そういうかたちの中での介護というものは、たいへん重要な役割を持っているわけでありまして、そういう意味においては、これからも人間らしい快適性に向けてご努力をいただきたいなとこういうふうに思います。

最後に、一般診療については、いろいろそれなりの現状というものを私分らないわけではないんですけれども、今、町長の医療に対するものの考え方が下のほうにストレートに浸透していかないという面が、今日のこの姿だと思うんで。今、医療懇話会というものもあったりして、そういう中で町長さん定期的にこうお医者さんとこう接触されるわけなんですけど、そういう機会がありながらですね、なおかつ浸透しないということにどうも残念だなと感じがします。町長さんも人間ですからあんまり強いことも言えないでしょうし、そういう面ありますけれども、医者に対する協力要請を強めていただきたいものだなとこう感じます、以上です。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） まず、保険料の問題であります。3町が連携して保険料金も統一したらどうかというお話でありまして、私はもう、ある意味では向こう3軒両隣の町村間の関係でありますので、そういう方向を目指していくことは非常に理想的だと考えております。ただ、今、介護保険がまだスタートしていない段階でありまして、共同の認定審査会もしたがって全くの初期段階であります。これが順調に軌道に乗ってですね、やがて成熟していくと考えておりますので、そうしたところあたりを目標にしながらですね、そういう3町のサービスを含めたいわゆる保険料の統一の問題ということは将来的な課題になっていくのかなと思っておりますので、そうした方向で将来に向かって努力をしていきたいと考えております。

それから、2つ目の介護保険制度に対する住民への啓発の問題であります。これにつきましては、担当課が中心になりまして、現在まで町内に出前の講座と言いましょるか、呼びのかかったところにはどこにでも行って説明をしましょかというふうな取り組みもいたしてまいりましたし、また広報の中でずっとシリーズでですね、介護保険のシステムについて住民啓発を図ってきたところであります。ただいま、そういう解説のソフトというふうな具体的なお提言がありましたので、それがすぐそうしたかたちで取り組めるかどうか研究させていただきたいと思っております。

また、保健福祉センターであります。おかげさまで、本町の身の丈にあった施設が完成をしたと考えております。しかしまだまだ町民の皆さんがたの中にですね、あの保健福祉センターの持つ機能というものが、必ずしもじゅうぶん理解されていない面があるのではないかと感じております。高齢者のかたが病気にでもならなかったらあそこ使えないのではないかとというふうなお話も聞かないわけではありませぬし、そうした意味ではもっともっと、やっぱり保健福祉センターの持つ機能というものを、町民の皆さんがたにアピールしていかなければならぬと思っております。

また、さきほどの質問でも申し上げたとおり、仏を作って魂を入れずでは、これはならないわけでありまして、したがってもっともっと町民の各階層のかたがたに、あの施設を大いに利用いただいてですね、この健康に対する啓発を含めたご利用を賜ることが極めて大事なことだと考えております。リフレッシュルームのお話ございましたけれども、これは、この機会に申し上げますと、要するにその年代に合った、あるいは

自分がリフレッシュルームを使ってどういう方向を目指したいか、例えばお腹の肉を落としたいとかですね、あるいは脚力をつけたいとか、いろんな、そのそれぞれの健康を補完する補強するニーズがあると思うんですね、そのニーズに合わせたそのカリキュラムを組んで、いわゆるインストラクターが個人的なレッスンをして、あるいは指導をするということでありまして、非常にそういう面からいくと、私は利用価値の高いものだと考えております。それも残念ながら、まだまだじゅうぶんな浸透度はないわけでありまして、それを高齢者のかたには高齢者用の、あるいは身体障害者のかたには身体障害者かた用のですね、カリキュラムが組めるわけでありますので、したがってもっとももっとご利用いただきたいと。料金のこともありました。しかしこれはどこのヘルスセンターとか行ってもですね、これはあれだけの安い料金で使えるところは実はないわけでありまして、それは利用度が増せば、私は料金というのは極めて低額な設定だと、このように考えております。ぜひともそうした面で今後とも啓発に努めていきたいと思っております。

それから最後に、家族介護の問題がございました。これは有資格者でなくてもなんとかならんのかという意味だったかと思いますが、残念ながらこれは介護保険制度の問題でありますから、その制度を崩すわけにはいかないと考えております。社会福祉協議会が中心になりまして、本町におきましても、3級ヘルパーの講座が終わって今度は2級ヘルパーの講座に取り組むと聞いておりますので、ぜひそうしたところで有資格者の資格を得てですね、家族介護をやった場合は制度上対象になると、こういうことでひとつご理解を賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 2番、藤井友幸君。

[2番 藤井友幸君 登壇]

2番（藤井友幸君）

1. ヘルシーロード（旧狩勝実験線）建設計画の進ちょく状況について

私は簡潔にご質問させていただきます。次の事項について質問をいたしたいと思えます。質問事項でございますが、ヘルシーロード、旧狩勝実験線でございます。

建設整備計画の進ちょく状況についてであります。この事業につきましては、平成8年度以降一部整備をし、その後、道営の中山間総合整備事業で実施することになったわけですが、事業実施に向けての現在の進ちょく状況をお伺いしたいと思います、よろしくご答弁のほどをお願いします。

[2番 藤井友幸君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えいたします。

「仮称ヘルシーロード」いわゆる旧狩勝実験線の跡地利用につきましては、清水町、鹿追町、本町の3町を区域とする道営中山間地域総合整備事業「とかち高原の里地区」の整備事業として、本町では佐幌川左岸公園と全町的な防災無線の整備と併せて施設間の連絡道整備事業として採択され、十勝支庁南部耕地出張所が所管して、昨年度から平

成16年度までの計画で本事業が進められることになっております。

昨年度は、国の景気浮揚策もありまして、予定より1年前倒しをいたしまして、8月から本年3月にかけて現況測量、基本構想の策定が行われたところであります。基本構想の策定にあたりましては、地域住民が主体的に計画作りに参画をする、いわゆる「ワークショップ」方式が採用されまして、地域住民あるいは利用者の立場から自由な発想で意見要望を出していただいたほか、地域内の資源マップの作成にもご協力をいただき、基本構想策定の参考といたしたところであります。

本年度は、基本構想の詰めを行い、実施設計までを予定いたしておりますが、利用形態等の結論を待って、路盤整備構造や附帯施設の設計に反映していくこととなっているところであります。

新得市街地と狩勝高原を結ぶ延長10キロメートルの区間には、そばの里をはじめといたしまして、ファームインなどの農村交流施設やさまざまな体験施設、サホロリゾートなど宿泊関連施設が点在しており、連絡道に求められる機能や形態もさまざまであります。したがって、利用しやすく、使いやすい施設間連絡道を目指し、沿線事業者、住民とともに本年もワークショップを継続し、現地踏査や意見交換を行い実施設計に向け、意見要望の共通化を鋭意図っているところでありますのでご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 2番、藤井友幸君。

2番(藤井友幸君) ワークショップ方式ということで、地域住民との意見調整をやっているということでございます。お聞きしたわけでございますけれども、一部の地域住民からはたいへん難しい、取りまとめるのが、たいへん難しいんじゃないだろうかという意見を伺いました。それはですね、それぞれのものの見方、価値観の相違があるのかと思います。このような場合ですね、なかなかまとめるのはいろんな意見があるものですから難しいかと思います。それでですね、行政がある程度中心となって進めなければならぬんじゃないかと思います。その辺についてお伺いをいたしたいと思います。またですね、お金をかける事業でございます。せっかくお金をかけてもですね利用がなされないと、たいへん非常にもったいないということになりますので、じゅうぶん整備については検討する必要があるかと思っております。

そこでですね、この整備の中で後世に残す遺産的なものが、施設があるかと思っております。例えば、薬草温泉の裏にある通称小笹川鉄橋というんでしょうか。レンガ造りのアーチの橋がでございます。非常に珍しいものかと思っております。また、バツタ塚等もあります。そのほど等についてもどのように考えているのかお伺いをいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

町長(斉藤敏雄君) ただいま藤井議員のご指摘のとおり、私もせっかく造る施設がですね、将来に向かって利用度が高まっていくものでなければならぬと考えております。そのためにはですね、特に観光スタイルとなっております沿線住民、あるいは事業者の皆さんがたのいろんな多様なニーズというものをですね、もっともっとやっぱり煮詰めていく必要があるのではないかと。そういうプロセスというものを大事にしてですね、それを設計に反映していくと。そのことが出来上がった後の私は利用につながっていくと考えております。したがってここは、行政指導というよりもですね、より機が熟するのを待ちながらですね、この事業を進めていくことが賢明ではないかとそのように

思っているところであります。

また、今、お話ございましたように、まさにあそこにはバツタ塚、それから旧根室本線のメガネ橋っていうんでしょうか。そういう歴史的な遺産が残っております。これをぜひとも大事にしていきたいと考えておりますし、この事業を進める中でそういうようなものも生きるような、そういう施設の整備に努力をしていきたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） あと1人ですので、やらさせていただきます。

議長（湯浅 亮君） 12番、古川 盛君。

[12番 古川 盛君 登壇]

12番（古川 盛君） 質問する前に一言お礼を述べさせていただきたいと思います。実は、サッカー場の完成に基づきまして、サッカー協会の代表としてお礼を申し上げたいというふうに思います。理事者の皆さんがた、また議会の皆さんがたのご協力を得まして、我々待望のりっぱなサッカー場ができました。先日、オープニングセレモニーができて、参加をしていただきましたことを心からお礼を申し上げたいというふうに思っております。

それでは質問に入りたいというふうに思います。

私は、いつも考えておりますけれども、安心して暮らせる町を目標にしているものでございまして、今回、防災と介護保険についての2点についての質問をさせていただきます。

1. 本町での防災の日について

1点目は、本町での防災の日についての質問でございますけれども、今世界中で数多くの地震が発生しておりまして、皆ご存じのとおりだと思いますけれども、この本町におきましても、大災害が昭和37年に発生されてちょうど37年になろうとしてます。その災害の恐ろしさを忘れようとする今日でございますけれども、その防災の日にどのような啓発運動をされているか。また、どのような訓練と準備をされているかをご質問いたします。

2. 介護保険導入に伴い低年金者の生活費確保のバックアップについて

また、2点目でございますけれども、介護保険導入に伴いまして、低年金者の生活費の確保のバックアップについてでございます。

さきほど石本議員からいろいろと医療関係についての話がありましたので、そのとおりだと思いますけれども、私はその逆に健康で、そしてこの少ない年金をもらって生活しているかたが、これからの地域の住民の支えのもとに迷惑をかけないでやっていきたいというふうなかたがたに対して、いろいろと援護するものを考えております。

この度の介護保険について保険料、または医療の1割負担についてのことから生活を支援するうえにおいて、保険を受けるかたがたが心配されてる問題については、この生活ができるだけ少ない年金生活者が、その年金を保険料又は1割の負担で生活を脅かされていることで心配されるわけでございますので、それにかわるなにか手当てがということで、保険者のかたがたがお金がないが財産はあるというふうなことで、その財産をいかにして老後の生活費の確保にならないものかというふうなことがお話を聞きます。

そこで、その建物、土地、その不動産を元に金融から受けられるような、なにかの制度があつていいのではないかというふうに思います。ここで、いろいろと制度についてご質問したいというふうに思います。

また、高齢者の財産管理または、財産保全のサービスも含めまして、その低所得者の生活を支える制度がなにかないかということで、そのことをいろいろと質問したいというふうに思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

[12番 古川 盛君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

災害は忘れたころにやってくるとも言われ、また、繰り返されて発生するものでもございます。このため、私たちは過去の幾多の災害の教訓に学んで、災害に対する周到的な心構えが必要だと考えているところであります。

町では防災にかかる啓発のため、平成8年度に町内の公園等15か所に緊急避難場所の看板を設置いたしまして、広報により町民の皆様に周知をいたしているところであります。

また、平成10年度におきましては、防災に備えるためのパンフレットを、町内全戸に配布いたし、意識の啓発を図ってきたところであります。

また、訓練につきましては、9月1日の防災の日に併せまして、十勝管内的に大規模な地震が発生したとの想定で十勝支庁、自衛隊、各市町村がこれに参加いたしまして、広域的な訓練も実施してきたところであります。

更に現在防災計画の見直しを進めておりまして、平成13年度以降にはその防災計画に基づき、全町的に防災無線の設置をしたいと考えております。

いずれにいたしましても、災害はいつどんな種類の災害が、どんな規模で起こるか全く予想がつかないものでありまして、それだけその対策は非常に難しいものがございます。しかし、備えあれば憂いなしの例えのとおり、住民のかたがたも日常生活の中で必要最小限の災害に対しての知識の高揚や、備えの啓発が必要でありまして、万が一の場合、その被害を最小限度に食い止めることが、最も大事なことだと考えているところであります。このため、今後も広報等による定期的な啓発など、住民のそうした災害に対する不安を解消するような、対策を講じていきたいと考えているところであります。

次に高齢者に対する生活支援の問題であります。

ただいまご質問にありました事例に似たような制度は、1981年に東京都の武蔵野市が初めて導入をいたしまして、全国で幾つかの自治体があるが、実施をいたしたようであります。この制度は、持ち家や土地はあるが、年金だけでは日々の暮らしにはことを欠く、かといって家や土地は売りたくないというお年寄りのために、死亡するまでの間、生活費の面で不安なく暮らせるようにと考えられた制度とお聞きをいたしております。お年寄りには、自分の持つ土地や家などの不動産を担保に、制度を持つ会社と契約を結び、資金の融資を依頼いたします。会社を通じて依頼を受けた金融機関は、不動産の資産価値を評価したうえで、毎月、一定額の融資をすることになっているようであります。

更に持ち主が亡くなった場合は、不動産などを売却して精算し、資産が残れば相続人に引き継ぐものでございます。この融資制度では、利用者の残金の不足に対する補てん、

あるいは遺産相続にかかわるトラブルに巻き込まれることなど課題も多いと伺っております。

また、都会と田舎の不動産価値の違いも課題かと考えております。いずれにいたしましても、介護保険の定着に向け、ひとつの提言として勉強させていただきたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 12番、古川 盛君。

12番（古川 盛君） 今、町長からお話しありましたようなことでございますけれども、防災につきましては今、都市関係ではいろいろと大きな組織のもとにやっていることは目に見えておりますけれども、地元におきましては、やっぱり新得にあった防災の訓練が必要ではなかろうかというふうに思っております。

そういうことでいろいろと、各団体又はいろんなことの団体、住民意識の高揚の中で、町内会運動とかそういう面で繰り返し、その防災についての啓発運動をすることがたいせつでないかというふうに思っております。そういうことで町を挙げて地道であります、一つひとつクリアしながら、防災計画のもとに進めていっていただきたいなというふうに思っております。

それから、今介護保険導入についての低所得者の件でございますけれども、今ご説明ありましたように、いろいろと各ほかの町村とでやっておりますので、できるだけいいことは導入していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくどうぞお願いしたいと思っております。以上でございます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいま古川議員ご指摘のとおり、やはりこの防災の訓練をする場合は、それはどういう災害を、どういう種類の災害を想定してこの訓練を行うかということによってはですね、その対応の仕方も相当、実は変わるわけでありまして。

しかし、住民自らがですね、そうした訓練に直接的に参加することによって防災に対する意識の大きな高揚につながっていくのではないかと思います。したがって、将来的な防災訓練にあたってはですね、なんらかのかたちで住民もそうした訓練に参加できるような方法を検討してみたいというふうに思っております。

また、2点目にありました、財産を担保にした低所得者の生活費の確保という問題につきましては、さきほどご答弁申し上げましたとおり、いろいろなこの私権に属する財産でありますので、いろいろなこのトラブルの対象になっていってはこれはいけないわけでありまして、その辺の課題を含めて、このご提言を研究させていただきたいということでご理解を賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第2 陳情第2号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第2、陳情第2号、「介護保険制度」の改善等を求める意見書採択の陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については別紙報告書のとおりであります。委員長の報告書、説明は会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、本件については報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑はないようですので、陳情第2号はこれをもって終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより陳情第2号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることにいたしました。

議長(湯浅 亮君) ここで暫時休憩をいたします。

追加議案の配付をさせていただきます。

(宣告 14時18分)

議長(湯浅 亮君) 休憩を解き再開いたします。

(宣告 14時19分)

追加日程第3 意見案第10号 「介護保険制度」の改善等を求める意見書

議長(湯浅 亮君) 追加日程第3、意見案第10号、「介護保険制度」の改善等を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は文教福祉常任委員会に付託し、審査することに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

議案調査のため9月29日の1日間休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、9月29日の1日間休会すること決しました。

散 会 の 宣 言

議長(湯浅 亮君) 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 14時20分)

第 3 日

平成11年第3回
 新得町議会定例会（第3号）
 平成11年9月30日（木曜日）午後1時30分開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	認 定 第 1 号	平成10年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
2	認 定 第 2 号	平成10年度新得町水道事業会計決算認定について
3	認 定 第 3 号	平成10年度西十勝環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について
4	意見案第6号	審査結果について
5	意見案第7号	審査結果について
6	意見案第8号	審査結果について
7	意見案第9号	継続審査の申し出について
8	意見案第10号	審査結果について
9	陳 情 第 1 号	審査結果について
10	陳 情 第 3 号	審査結果について

会議に付した事件

諸般の報告（第3号）
 認 定 第 1 号 平成10年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
 認 定 第 2 号 平成10年度新得町水道事業会計決算認定について
 意見案第6号 審査結果について
 意見案第7号 審査結果について
 意見案第8号 審査結果について
 意見案第9号 継続審査の申し出について
 陳 情 第 1 号 審査結果について
 陳 情 第 3 号 審査結果について

○出席議員（18人）

1 番	川 見 久 雄 君	2 番	藤 井 友 幸 君
3 番	吉 川 幸 一 君	4 番	藤 千 葉 正 博 君
5 番	宗 像 一 君	6 番	松 本 諫 男 君
7 番	菊 地 康 雄 君	8 番	齋 藤 芳 幸 君
9 番	廣 山 麗 子 君	10 番	金 澤 学 君
11 番	石 本 洋 君	12 番	古 川 盛 君
13 番	松 尾 為 男 君	14 番	古 渡 邊 雅 文 君
15 番	黒 澤 誠 君	16 番	高 橋 雅 欽 文 君
17 番	武 田 武 孝 君	18 番	湯 浅 亮 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄 君
教 育 委 員 会 委 員 長	高 久 教 雄 君	
監 査 委 員	吉 岡 正 君	

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	鈴 木 政 輝 君
収 入 役	清 水 輝 男 君
総 務 課 長	畑 中 栄 和 君
企 画 調 整 課 長	長 尾 正 君
税 務 課 長	秋 山 秀 敏 君
住 民 生 活 課 長	西 浦 茂 君
保 健 福 祉 課 長	浜 田 正 利 君
建 設 課 長	村 中 隆 雄 君
農 林 課 長	齊 藤 正 明 君
水 道 課 長	常 松 敏 昭 君
商 工 観 光 課 長	貴 戸 延 之 君
児 童 保 育 課 長	富 田 秋 彦 君
老 人 一 所 長	長 尾 直 昭 君
屈 足 支 所 長	高 橋 昭 吾 君
庶 務 係 長	高 武 田 芳 秋 君
財 政 係 長	佐 藤 博 行 君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博	君			
学	校	教	育	課	長	加	藤	健	治	君
社	会	教	育	課	長	高	橋	末	治	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	小	森	俊	雄	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二	君
書			記	桑	野	恒	雄	君	

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日は全員の出席であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付したとおりであります。

（宣告 13時30分）

諸般の報告（第3号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配付したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 認定第1号 平成10年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

議長（湯浅 亮君） 日程第1、認定第1号、平成10年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について決算特別委員会の審査報告書は別紙配付のとおりであります。

議長（湯浅 亮君） これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は認定議決であります。

本件は委員会審査報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって平成10年度新得町各会計歳入歳出決算について、これを認定することに決しました。

日程第2 認定第2号 平成10年度新得町水道事業会計決算認定について

議長（湯浅 亮君） 日程第2、認定第2号、平成10年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の審査報告書は別紙配付のとおりであります。

議長（湯浅 亮君） これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は認定議決であります。

本件は委員会審査報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって平成10年度新得町水道事業会計決算について、これを認定することに決しました。

日程第3 認定第3号 平成10年度西十勝環境衛生組合一般会計歳入
歳出決算認定について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、認定第3号、平成10年度西十勝環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。住民生活課長、西浦 茂君。

[住民生活課長 西浦 茂君 登壇]

住民生活課長（西浦 茂君） 平成10年度西十勝環境衛生組合一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰越金、諸収入合わせまして歳入合計では6,140万8千595円となりました。

歳出では議会費、総務費、運営費、予備費合わせまして、歳出合計は5,894万4千546円で決算いたしております。未払金、未収金ともございません。

次3ページの収支の計算では、収入は6,140万8千595円から歳出5,894万4千546円を差し引きました、差引残額は246万4千49円となりました。

この決算剰余金246万4,049円につきましては構成町に経費の負担割合に応じて配分いたすことにいたしております。

次5ページにまいりまして、歳入歳出決算事項別明細にまいります。

歳入では、し尿処理場分担金、これはし尿の排出割合に応じて負担していただいております。総額で収入済額が2,936万9千円でございます。

使用料では収集手数料でございますが、2,931万8千884円でございます。

財産収入といたしまして、土地建物貸付収入で1千420円。

7ページにまいりまして、前年度繰越金は266万4千337円を受け入れております。

諸収入の雑入が5万4千954円で、歳入合計が6,140万8千595円となっております。

次に9ページにまいりまして、歳出でございますが、議会費では39万5千199円。

総務費の一般管理費では1,552万2千725円、次のページにまいりまして、監査委員費では5万1千563円、公平委員会費では4万1千250円で、総務費合計では1,561万5千538円でございます。

運営費の運営管理費では、1,247万5千900円、15ページのし尿収集委託料は3,045万7千909円で、運営費合計は4,293万3千809円となります。

歳出合計では5,894万4千546円となっております。

次19ページにまいりまして、財産の明細でございますが、土地が9,321.22平方メートル、建物延面積で1,014.25平方メートルで、10年度中の増減はございませんでした。

物品は小型ダンプカー1台、小型乗用車1台でございます。これら土地、建物、物品につきましては新得町が引き継ぎを受けております。

建物や施設につきましては、この10月中に取り壊しを完成させたいと考えております。また、土地につきましては町としても特段、用途もございませんので、地域のかたから買い取りの申し出がございますので、売却の方向で話を進めてまいりたいと考えて

おります。

次23ページにまいりまして、23ページでは事務用品関係の備品を記載いたしております。

次に決算参考資料の表の3枚目にまいりまして、さきほど申し上げました決算の剰余金の関係ですけど、1の分担金決算額及び繰越金の状況では、決算剰余金246万4千49円の3町への配分額ですが、新得町は141万1千189円、清水町は51万9千906円、鹿追町は53万2,954円を3町に配分することになります。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[住民生活課長 西 浦 茂 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから認定第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって認定第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 意見案第6号 道路特定財源等に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第4、意見案第6号、道路特定財源等に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第5 意見案第7号 新たな畑作基本政策の確立並びに平成11年産
畑作物価格決定に関する要望意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第5、意見案第7号、新たな畑作基本政策の確立並びに平成11年産畑作物価格決定に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第6 意見案第8号 「30人以下学級」実現等教育予算の増額
を求め義務教育費国庫負担法を改変することに
反対する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第6、意見案第8号、「30人以下学級」実現等教育予算の増額を求め義務教育費国庫負担法を改変することに反対する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。
よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は原案可決であります。
本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。
よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第7 意見案第9号 地方分権の推進と自治体財政確立のための地方
税財政改革を求める意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第7、意見案第9号、地方分権の推進と自治体財政確立の
ための地方税財政改革を求める意見書について、閉会中継続審査の申し出について議題
といたします。

本件については、別紙のとおり総務常任委員長から委員会において審査中の事件につ
き会議規則第75条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件については、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたした
いと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。
よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第8 意見案第10号 「介護保険制度」の改善等を求める意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第8、意見案第10号、「介護保険制度」の改善等を求め
る意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいた
します。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は原案可決であります。
本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。
よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第9 陳情第1号 今日教育危機を打開するため、国の責任で30
人学級の実現のための新たな定数改善計画を策定
するとともに、私学助成の削減に反対し、教育予
算の拡充を求める意見書採択の陳情書

議長(湯浅 亮君) 日程第9、陳情第1号、今日教育危機を打開するため、国の
責任で30人学級の実現のための新たな定数改善計画を策定するとともに、私学助成
の削減に反対し、教育予算の拡充を求める意見書採択の陳情書についてを議題といた
します。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいた
します。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は不採択であります。
したがって、原案について採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長(湯浅 亮君) 挙手なしであります。
よって、本件は原案のとおり決することは否決されました。

日程第10 陳情第3号 年金制度の改善を求める意見書採択の陳情書
議長（湯浅 亮君） 日程第10、陳情第3号、年金制度の改善を求める意見書採択
の陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいた
します。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長（湯浅 亮君） 挙手なしであります。

よって、本件は原案のとおり決することは否決されました。

閉会の宣告

議長（湯浅 亮君） これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたし
ました。

よって、平成11年定例第3回新得町議会を閉会いたします。

（宣告 13時46分）
